

三宅町  
第2期子ども・子育て支援事業計画

令和2年3月  
奈良県 三宅町

はじめに



三宅町では、平成 17 年の『三宅町 次世代育成支援行動計画（前期計画）』に始まり、平成 22 年に『三宅町 次世代育成支援行動計画（後期計画）』、平成 27 年に『三宅町 子ども・子育て支援事業計画』を策定し、「みらい・すくすく・いきいき 輝け！三宅っ子」を基本理念として、子どもが夢を持って健やかに育つまちづくりを行政と地域や社会が一体となって取り組んでまいりました。

しかしながら、現在、わが国においては、少子高齢化の進行や核家族・単身世帯の増加、経済格差による相対的貧困の顕在化、地域コミュニティの変容などにより、子どもと家庭を取り巻く状況がめまぐるしく変化しています。

本町においても、社会状況の変化に照らし合わせ多様化する子育てや暮らしのあり方を踏まえた、子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを地域や住民、社会全体で支援する取り組みが求められています。さらに、家庭環境などで望む未来が狭められないよう、子どもの貧困対策も喫緊の課題となっています。

そのような中、子どもの最善の利益を確保しながら、住民が安心して子どもを産み育てることができる環境づくりを推進し、「三宅町で暮らし、子どもを産み育てたい」と思っただけのような魅力あるまちづくりのため、『三宅町 第 2 期 子ども・子育て支援事業計画』を策定いたしました。

つきましては、この計画により、子どもが輝き育ち、保護者が安心して過ごすことができ、子育てや子育てに希望が持てるよう、みなさまのご理解とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

最後に、この計画の策定にあたり、熱心なご審議を重ねていただきました「三宅町子ども・子育て会議」委員のみなさまや、アンケート調査にご回答いただきました住民のみなさまをはじめ、ご協力いただきましたすべての関係者、関係機関・団体みなさまに、心から御礼申し上げます。

令和 2 年（2020）年 3 月

三宅町長 森田 浩司

# 目次

## 第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景と趣旨 ..... 2
2. 計画の法的根拠と位置付け ..... 4
3. 計画の期間 ..... 5
4. 計画の策定体制 ..... 5

## 第2章 三宅町の子ども・子育てを取り巻く現状

1. 統計に見る三宅町 ..... 8
2. ニーズ調査結果 ..... 21

## 第3章 計画の理念と施策の体系

1. 基本理念 ..... 38
2. 基本的な視点 ..... 38
3. 基本目標 ..... 39
4. 施策の体系 ..... 40

## 第4章 施策の展開

1. 子どもの学びと育ちを支えるまち ..... 42
2. 子育てと地域や社会をつなぐまち ..... 48
3. 親と子の健やかな成長を支えるまち ..... 54
4. 誰もが安心して暮らせるまち ..... 61

## 第5章 事業量の見込みと確保の方策

1. 区域の設定 ..... 66
2. 量の見込みと確保の方策 ..... 66

## 第6章 計画の推進体制

1. 住民と行政の協働による取り組みの推進 ..... 80
2. 関係団体等との連携強化 ..... 80
3. 庁内における推進体制 ..... 80
4. 国・県・近隣市町村との連携 ..... 80
5. 計画内容や進捗状況の周知 ..... 80

## 第7章 資料編

1. 計画の策定経過 ..... 82
2. 三宅町子ども・子育て会議設置条例 ..... 83
3. 三宅町子ども・子育て会議委員名簿 ..... 85
4. 用語集 ..... 86

# 第1章

## 計画の策定にあたって

---



## 1. 計画策定の背景と趣旨

### ～少子高齢化の進行と少子化対策・次世代育成支援～

わが国の人口をみると、総人口は2008年をピークに減少し始め、生産年齢人口では1995年をピークに減少に転じています。14歳以下の人口では、さらにさかのぼり、1982年から連続して減少が続いており、少子高齢化に歯止めがかからない状況となっています。急速な少子高齢化の進行は、人口構造にアンバランスを生じさせ、労働力人口の減少による経済活動の鈍化や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など、将来的に社会・経済への深刻な影響を与えるものとして懸念されています。

すでに、核家族化の進行や就労環境の変化、経済格差にともなう子どもへの貧困の連鎖や児童虐待の顕在化、若年層における自殺の深刻化等、子どもと家庭を取り巻く環境に少なからぬ影響がみられます。加えて、IoTや人工知能(AI)、ビッグデータといった技術の進展により、社会の在り方にも変化が見られ、子育てをめぐる地域や家庭の状況は目まぐるしく変化しています。

このような状況のもと、国では、少子化対策として平成15年に制定された「次世代育成支援対策推進法」に基づき、総合的な取り組みを進めてきましたが、子ども・子育てを取り巻く社会情勢の変化を受け、新たな支援制度を構築していくため、平成22年の「子ども・子育てビジョン」の閣議決定、子ども・子育て新システム検討会議の設置を皮切りに、幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的なシステムの構築について検討が始まりました。

平成24年には、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の新たな給付や、認定こども園法の改善などが盛り込まれた「子ども・子育て関連3法」が制定されました。この法律の趣旨は、新たな子育て支援の仕組み「子ども・子育て支援新制度」として、①質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、②保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、③地域の子ども・子育て支援の充実を目指すものです。新たな制度のもと、「子どもの最善の利益」が実現される社会に向け総合的な支援が進められてきました。

### ～子ども・子育て支援新制度のスタート～

平成27年度(2015年度)に「子ども・子育て関連3法」に基づく「子ども・子育て支援新制度」が本格的にスタートし、市町村においても、子ども・子育て関連3法のひとつである「子ども・子育て支援法」に基づき、質の高い幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供を図るために、「市町村子ども・子育て支援事業計画」を策定し、取り組みを進めてきました。

本町においても『三宅町次世代育成支援行動計画』における基本理念「みらい・すくすく・いきいき 輝け！三宅っ子」を引き継ぎ、平成27年3月に「三宅町 子ども・子育て支援事業計画」を策定し、行政と地域や社会が一体となった支援に取り組み、子どもが夢を持って健やかに育つまちづくりを進めてきました。

#### ～第2期計画策定の趣旨～

第1期計画の計画期間は令和元年度までとなり、この間には、社会環境や本町の子どもや子育てを取り巻く現状にも変化がみられます。本年10月からスタートした幼児教育・保育の無償化や働き方改革等により、子育てや暮らしのあり方も多様化しています。それらを踏まえ、第1期計画の進捗状況等を検証するとともに、本町の子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを地域や社会全体で支援し、子どもの最善の利益を確保しながら、安心して子どもを生み育てることができる環境づくりの推進を目的とし、「三宅町 第2期子ども・子育て支援事業計画」(以下、「本計画」という。)を策定することとします。

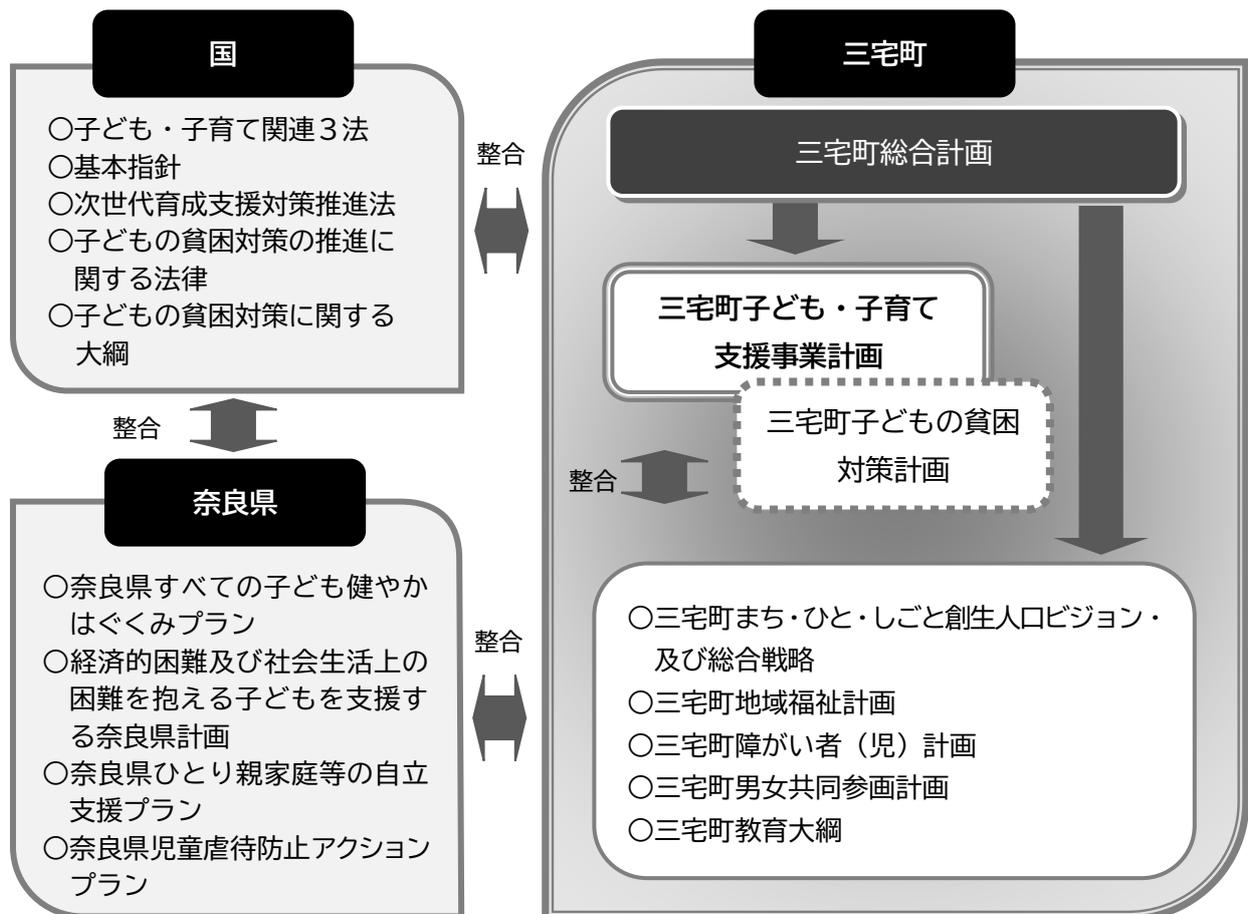
また、平成26年1月から施行されている「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が本年6月に一部改正され、国・地方公共団体が連携しながらより一層の子どもの貧困対策を総合的に推進していくこととされており、本町においても子どもの貧困対策について包含した本計画として策定します。

## 2. 計画の法的根拠と位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づき定める市町村子ども・子育て支援事業計画であり、平成 27 年 3 月に策定した「三宅町 子ども・子育て支援事業計画」の考え方を継承し、令和 6 年度まで延長された次世代育成支援対策推進法に定める市町村行動計画の内容を一部含め策定するものです。

また、国における子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成 25 年法律第 64 号）及び「子どもの貧困対策に関する大綱」の趣旨等を踏まえ、子どもの貧困対策についても包含し、関連法や国や県の諸計画、町の最上位計画である「三宅町総合計画」をはじめとする諸計画との調和と整合を図りながら策定するものです。

### 〔法的根拠と位置図付け〕



### 3. 計画の期間

本計画の期間は、「市町村子ども・子育て支援事業計画」について5年を一期とすると定めた子ども・子育て支援法第61条に基づき、令和2年度から令和6年度までの5か年とします。なお期間中であっても、状況の変化等により必要が生じた場合は、計画の見直しを行うものとします。

	H30 2018	R1 2019	R2 2020	R3 2021	R4 2022	R5 2023	R6 2024	R7 2025
三宅町子ども・子育て支援事業計画	第1期		第2期（本計画）					第3期
三宅町総合計画	平成30年（2018年）4月～令和9年（2028年）3月							

### 4. 計画の策定体制

町内の未就学児及び小学生を持つ保護者、中学生、15歳以上18歳未満を対象としたアンケート調査、庁内を対象としたヒアリング等の結果を踏まえ、『三宅町子ども・子育て会議』での協議を経て策定しました。



## 第2章

### 三宅町の子ども・子育てを取り巻く現状

---

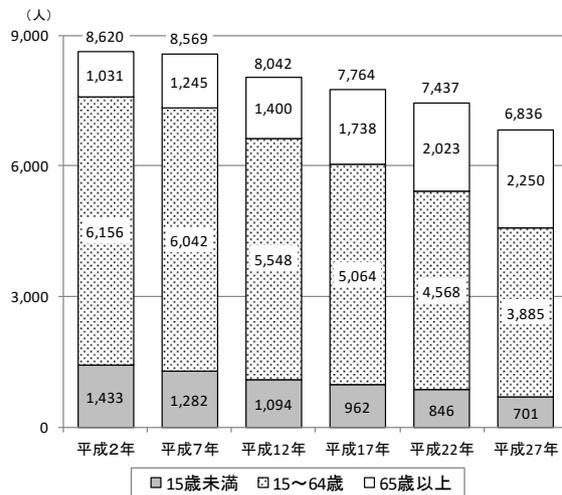


# 1. 統計に見る三宅町

## (1) 長期の人口動態

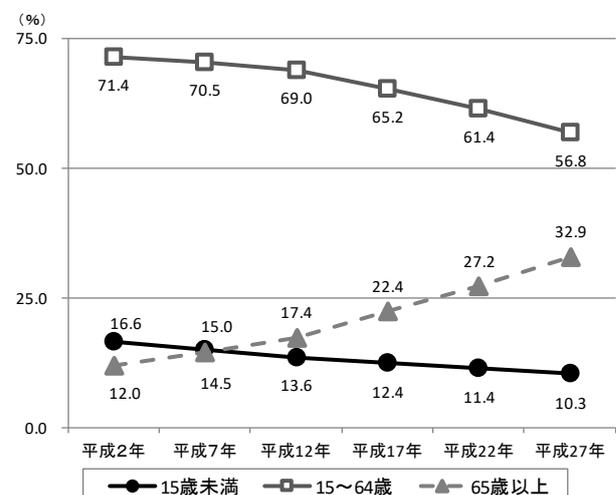
過去6回の国勢調査の結果を見ると、三宅町の人口は平成2年以降減少を続けています。年齢3区分別人口割合の推移を見ると、15歳未満と15～64歳の割合は減少しており、特に15歳未満と15～64歳の割合は近年大きく減少しているのに対し、65歳以上の割合は増加を早めています。年齢3区分別人口割合を国や県と比較すると、三宅町は15歳未満と15～64歳の割合が少なく、65歳以上の割合が4～6%程度多くなっています。

■年齢3区分別人口の推移（総数には年齢不詳を含む）



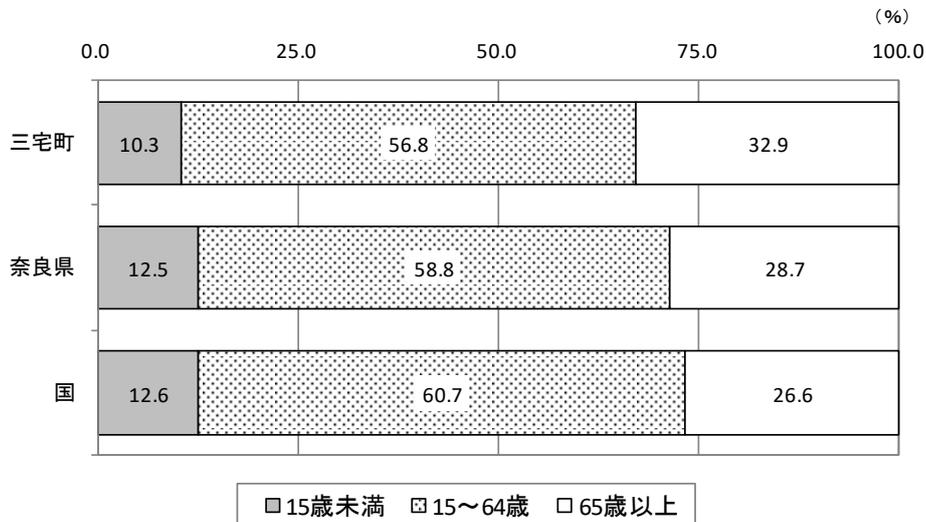
資料：国勢調査

■年齢3区分別人口の推移



資料：国勢調査

■平成27年調査における年齢3区分別人口割合の比較

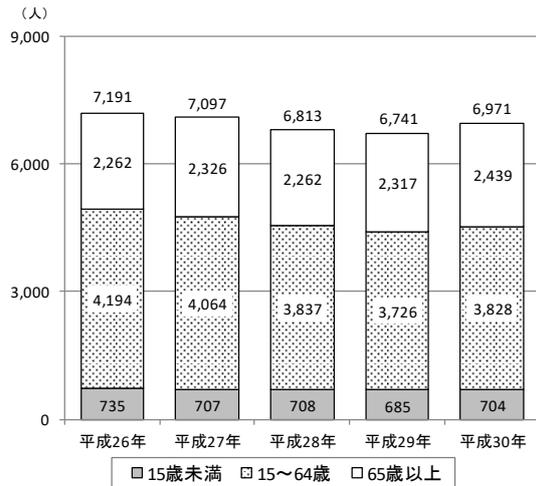


資料：国勢調査

## (2) 近年の人口動態

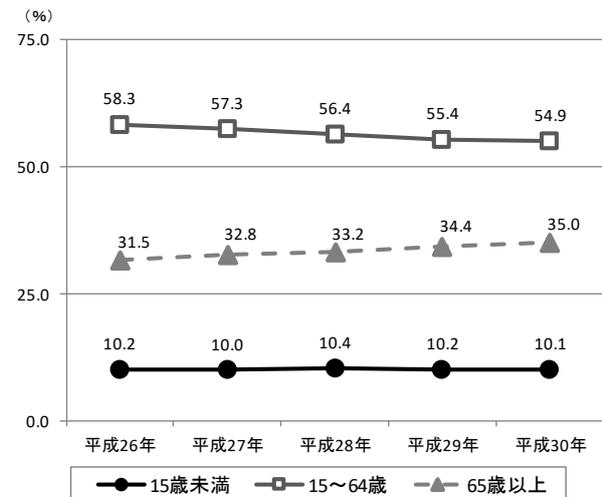
近年、三宅町の人口は、やや減少傾向でしたが、平成30年に増加に転じています。年齢3区分別人口では、15歳未満と15～64歳は平成29年まで徐々に減少傾向でしたが、平成30年は増加しています。65歳以上は平成28年に減少した後、徐々に増加しています。なお、平成30年10月1日現在の5歳階級別人口では、男性は75～79歳、女性は70～74歳がピークとなっています。

■年齢3区分別人口の推移（総数には年齢不詳を含む）



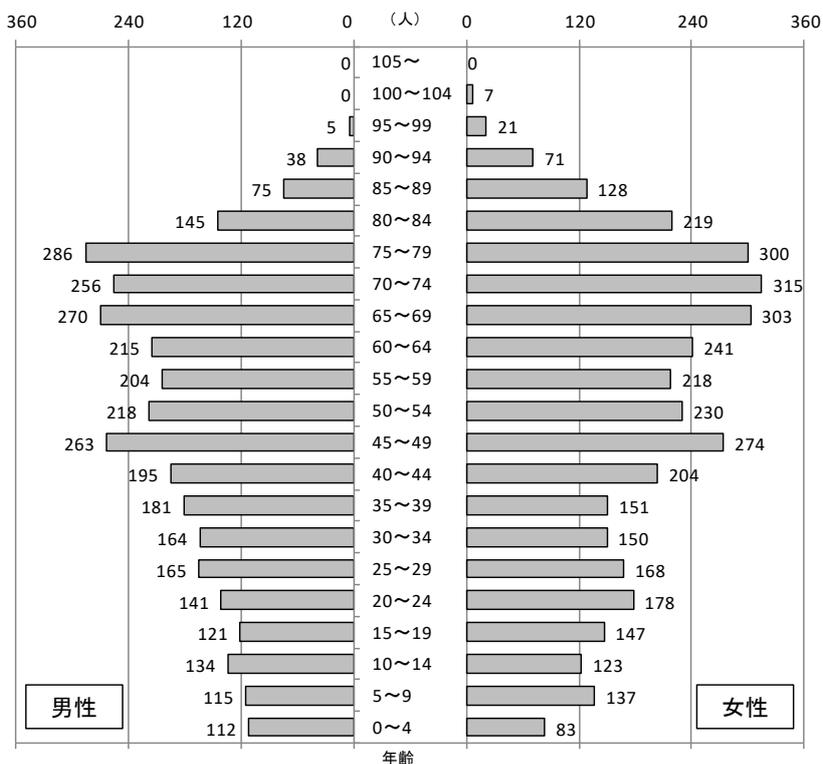
各年10月1日現在/資料：奈良県HP住民基本台帳

■年齢3区分別人口割合の推移



各年10月1日現在/資料：奈良県HP住民基本台帳

■平成30年度10月1日現在の男女5歳階級別人口



資料：奈良県推計人口平成30年度10月1日

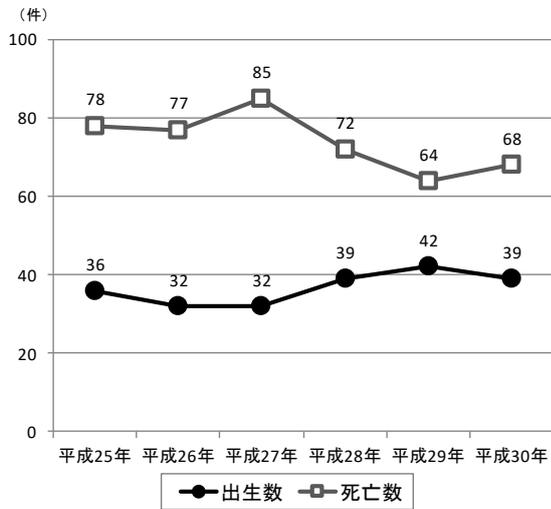
### (3) 出生・婚姻の状況

平成25年から平成30年にかけて、三宅町では死亡数が出生数を上回っており、平成27年には特にその差が顕著となっています。

自然増加率（出生率から死亡率を引いた値）については、奈良県、国と比較した場合、三宅町が高くなっています。

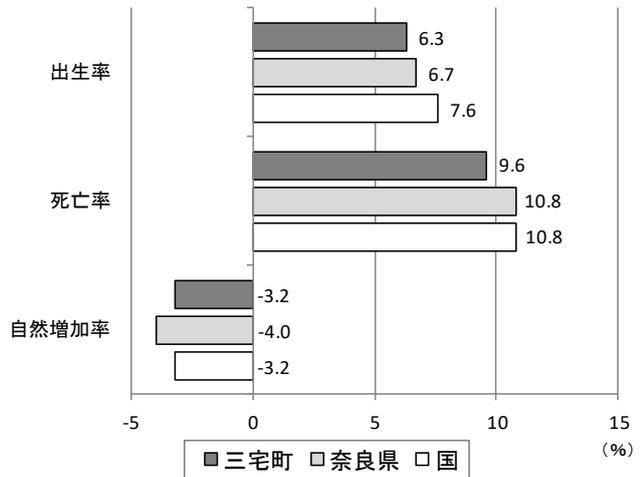
婚姻件数については、平成25年から平成29年にかけて増減を繰り返しています。

■出生数・死亡数の推移



資料：奈良県保健衛生統計

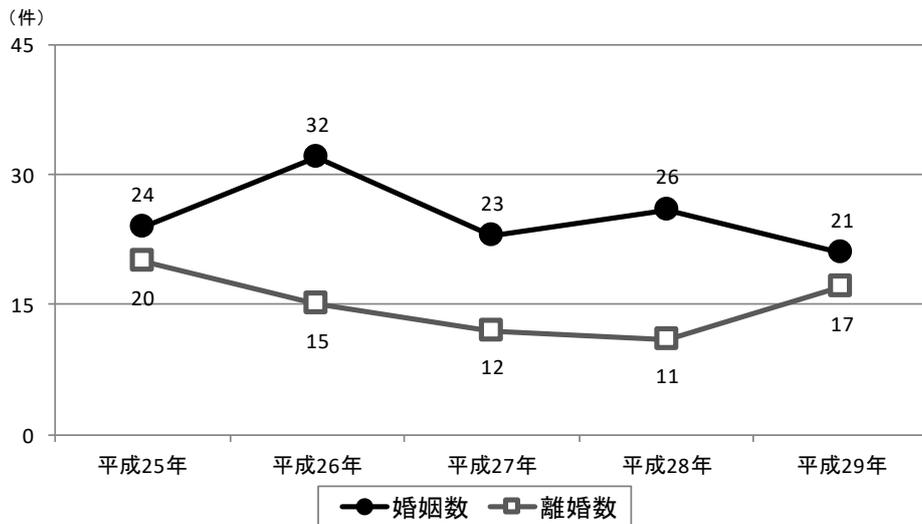
■平成29年の自然増加率等



資料：奈良県保健衛生統計

平成29年人口動態統計（確定数）の概況

■婚姻数・離婚数の推移

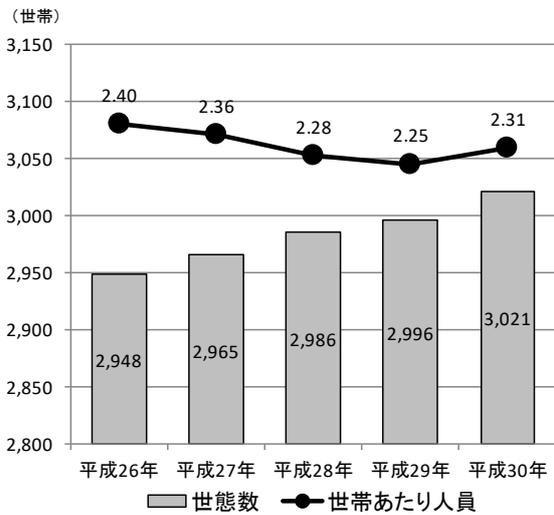


資料：奈良県保健衛生統計

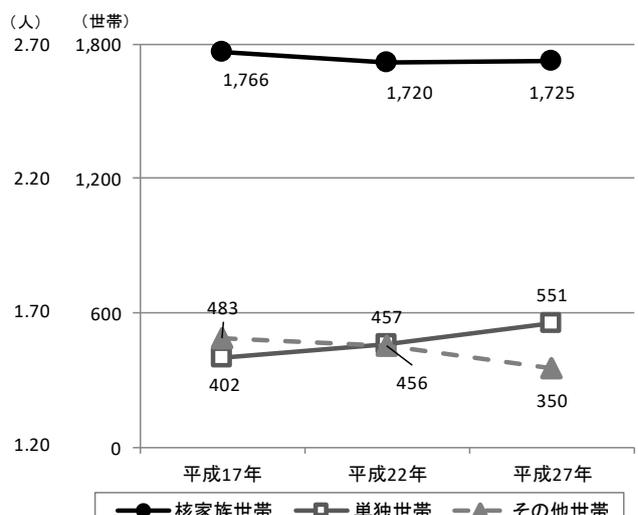
### (4) 世帯数と世帯の種類

平成26年から平成30年にかけて、三宅町の世帯数は、徐々に増加しており、平成30年で3,021世帯となっています。また、国勢調査における平成17年から平成27年の一般世帯数（総世帯数から施設等の世帯数を除いた数）の推移を世帯の種類別に見ると、単独世帯が増加し、核家族世帯は横ばい、その他世帯（単独世帯と核家族世帯以外の世帯）は減少しています。なお、平成27年の世帯の種類を奈良県や国と比較した場合、三宅町の「単独世帯」の割合はまだ少なく、「核家族世帯」と、「その他世帯」の割合は多くなっています。

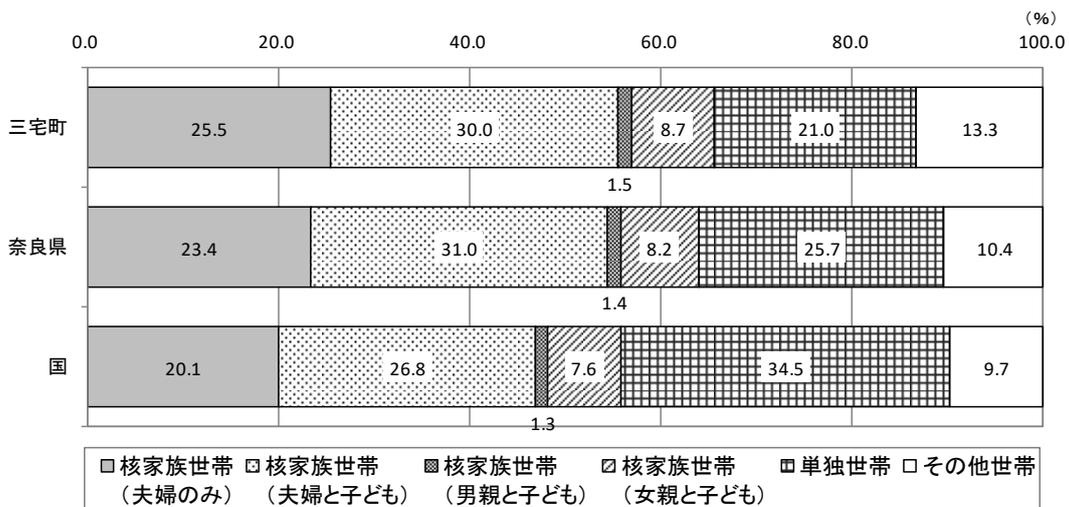
■近年の世帯総数と世帯当たりの人員の推移



■世帯の種類別の推移



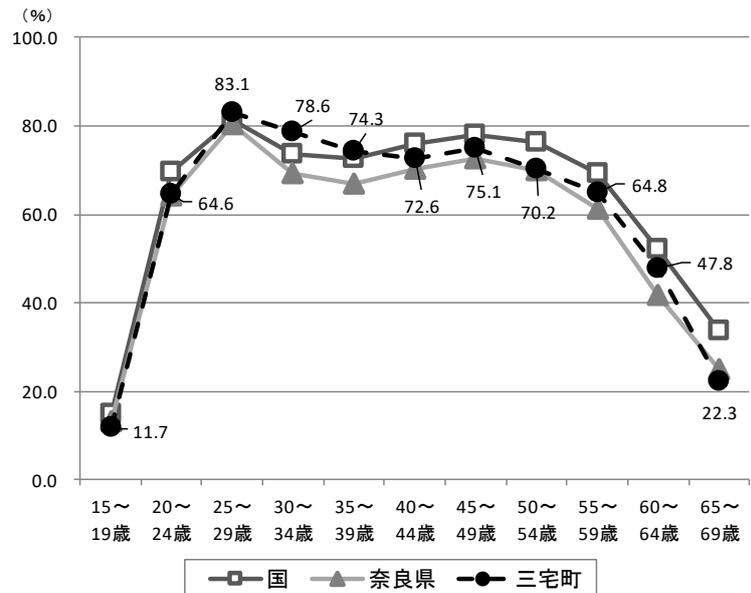
■平成27年の世帯数の種類と比較



### (5) 女性の5歳年齢階級別労働力率の比較

平成27年の女性の5歳年齢階級別労働力率では、25～29歳あたりから落ち込み、40～44歳あたりから回復するゆるやかなM字カーブを描いています。また、県と比べるとおおむねどの年代でも高い労働力率となっていますが、国と比べると40歳以降で低くなっています。(グラフ内の数字は、三宅町の女性の労働力率)

■平成27年の女性の5歳年齢階級別労働力率



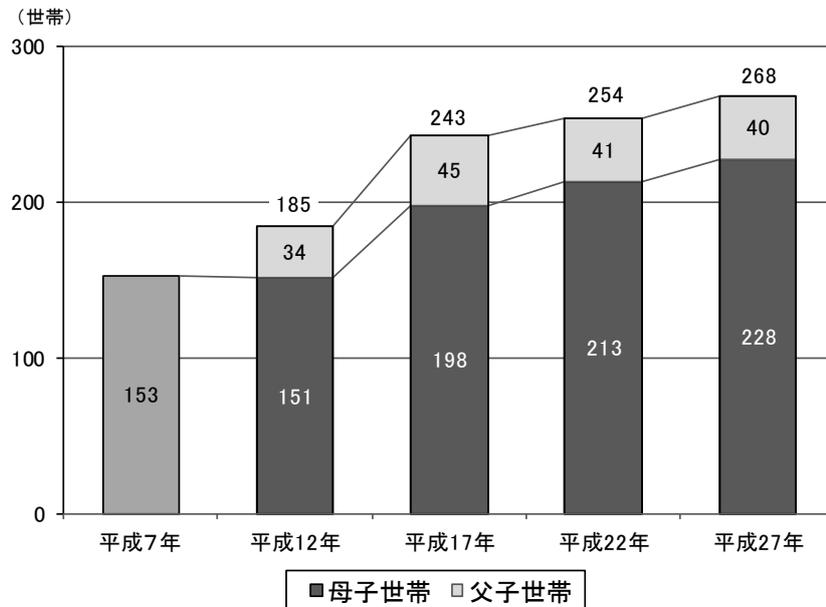
資料：国勢調査

## (6) 貧困に関する状況

### ①ひとり親世帯の推移

ひとり親世帯数の推移について、母子世帯は増加傾向がみられます。父子家庭は、平成17年をピークに減少傾向となっています。

■ひとり親世帯数の推移



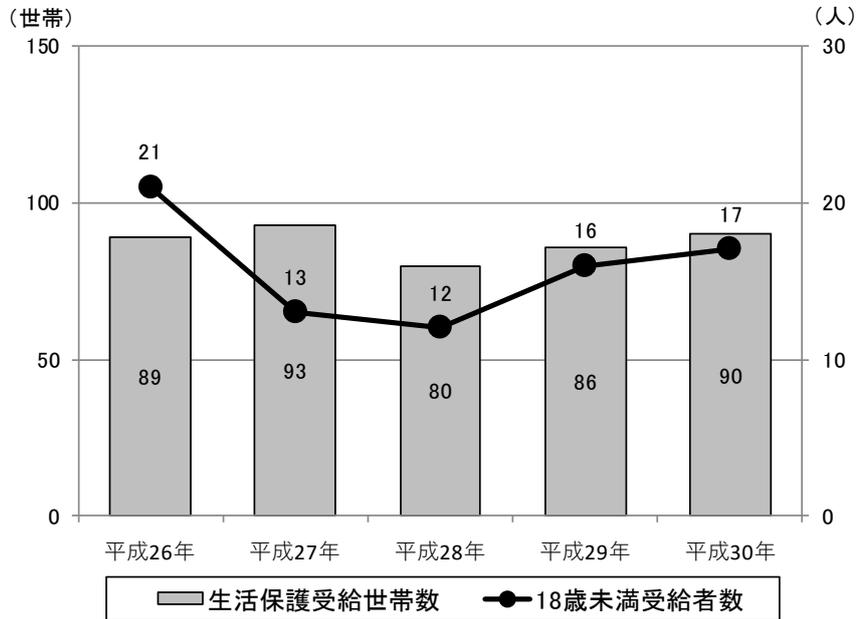
※平成7年のデータは母子・父子世帯合算

資料：国勢調査

### ②生活保護受給世帯数と18歳未満受給者数の推移

生活保護受給世帯数と18歳未満受給者数は、ともに平成28年以降増加傾向にあります。

■生活保護受給世帯数と18歳未満受給者数

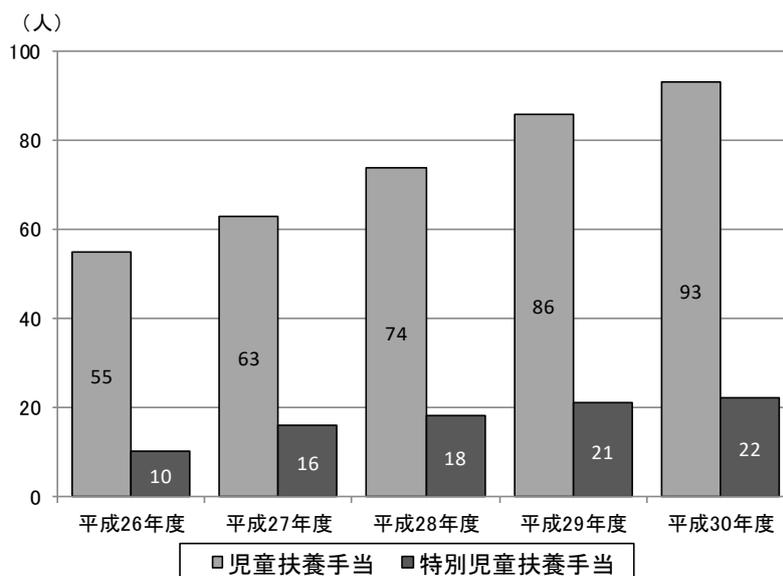


資料：中和福祉事務所、三宅町（各年4月時点）

### ③児童扶養手当等受給者数

児童扶養手当、特別児童扶養手当ともに増加しています。

■児童扶養手当等受給者数



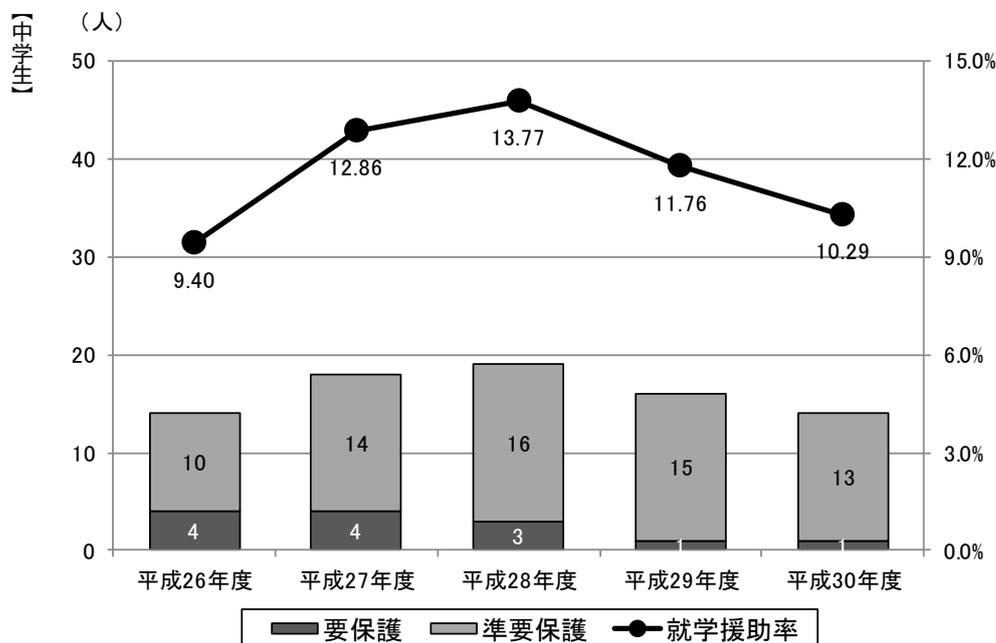
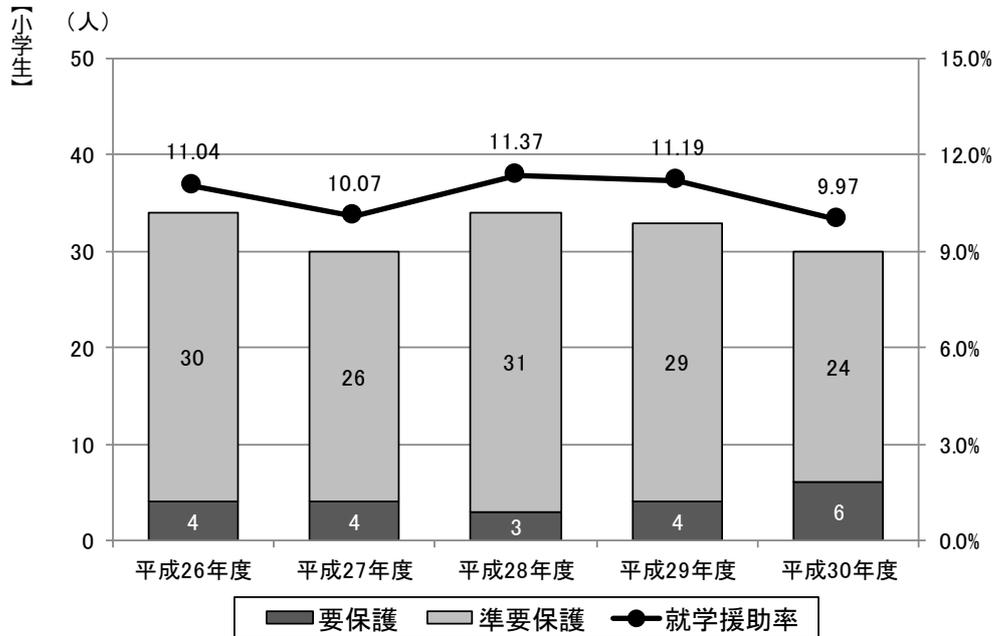
資料：三宅町

#### ④就学援助受給率

小学生では、要保護、準要保護受給率ともに、増減を繰り返しています。

中学生では、要保護受給率は減少しており、準要保護受給率は、平成28年度をピークに減少傾向にあります。

■就学援助受給率



資料：三宅町

### ⑤子どもと親の相談員の配置状況及び相談状況

子どもと親の相談員の配置状況は、以下の通りとなっています。

また、平成30年度では、相談の内容の上位は、児童は「友人関係」、保護者は「子どもの不登校」となっています。

#### ■子どもと親の相談員の配置状況

(人・校)

	単位	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
配置人数	人	1	1	1	1	1
配置学校数(小学校)	校	1	1	1	1	1

資料：三宅町

#### ■子どもと親の相談員への相談状況(平成30年度)

(人・件)

学校区分/相談者	相談人数	相談件数	〈上位1位(内容)〉	〈上位2位(内容)〉	〈上位3位(内容)〉
小学校 児童	133人	67件	友人関係	不登校	—
小学校 保護者	24人	23件	不登校	友人関係	その他

※相談件数は、複数人での相談の場合、1件のカウント

資料：三宅町

### ⑥スクールカウンセラーの配置状況及び相談状況

スクールカウンセラーの配置状況は、以下の通りとなっています。

また、平成30年度では、相談の内容の上位は、生徒、保護者ともに「友人関係」となっています。

#### ■スクールカウンセラーの配置状況

(人・校)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
配置人数	1	1	1	1	1
配置学校数(中学校)	1	1	1	1	1

資料：三宅町

#### ■スクールカウンセラーの相談状況(平成30年度)

(人・件)

学校区分/相談者	相談人数	相談件数	〈上位1位(内容)〉	〈上位2位(内容)〉	〈上位3位(内容)〉
中学校 生徒	33	8	友人関係	不登校	いじめ問題
教員	22	9	友人関係	いじめ問題	不登校
保護者	2	2	友人関係		

※相談件数は、複数人での相談の場合、1件のカウント

資料：三宅町

## (7) 就学前児童数の推移

平成26年度から平成30年度にかけて、三宅町の就学前児童数は徐々に減少しています。一方、三宅幼稚園の保育所コースの在所児数は、5年間を通してみると、平成28年度をピークに他は増減を繰り返し、幼稚園コースの在所児数は減少傾向となっています。

### ■就学前児童数

	単位	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
児童数	人	263	257	249	240	238

各年度末（翌年）3月1日現在／資料：三宅町

### ■幼稚園の児童数

保育所コース		単位	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
定員		人	150				159
在所児数	0歳児	人	8	6	7	12	17
	1～2歳児	人	38	36	39	26	40
	3～5歳児	人	72	84	97	86	72
	計	人	118	126	143	124	129
	（うち町外利用者）	人	6	4	8	7	16
待機児童数		人	2	0	0	0	2
幼稚園コース		単位	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
定員		人	90				81
在園児数		人	67	58	51	47	45

各年度末（翌年）3月1日現在／資料：三宅町

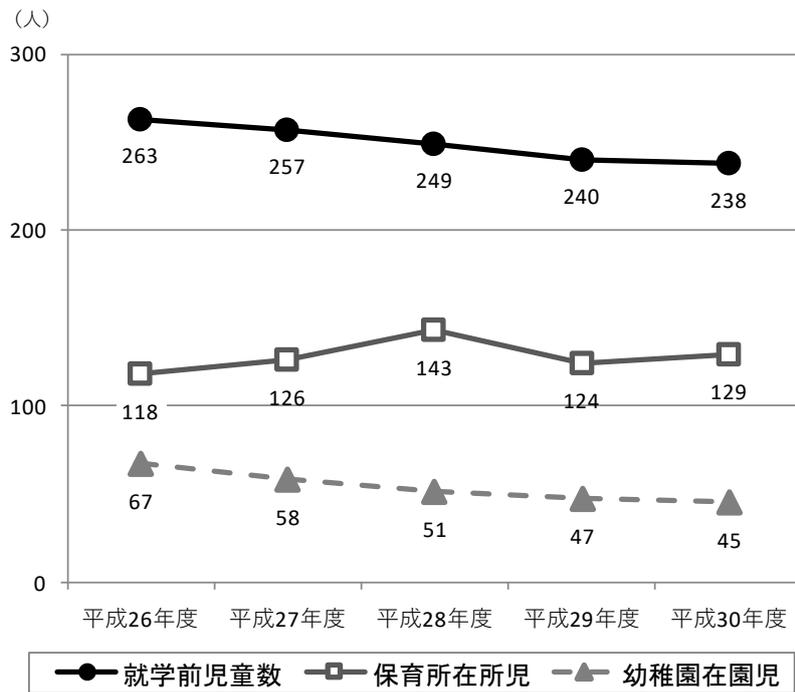
### ■町外の保育所・幼稚園への通所・通園者数

	単位	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
町外の保育所へ	人	10	10	14	14	7
町外の幼稚園へ	人	1	2	2	1	0

各年度末（翌年）3月1日現在／資料：三宅町

## 第2章 三宅町子ども・子育てを取り巻く現状

### ■児童数の推移



各年度末（翌年）3月1日現在／資料：三宅町

## (8) 小・中学校生徒数の推移

平成26年度から平成30年度にかけて、三宅町の小学校児童数・中学校生徒数は、大幅な増減はみられません。

### ■小学校の児童数・学級数

	単位	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
設置数	校	1				
児童数	人	308	298	299	297	301
うち特別支援児童		14	11	10	9	11
学級数	組	12	12	12	12	12
うち特別支援学級		4	4	4	4	4

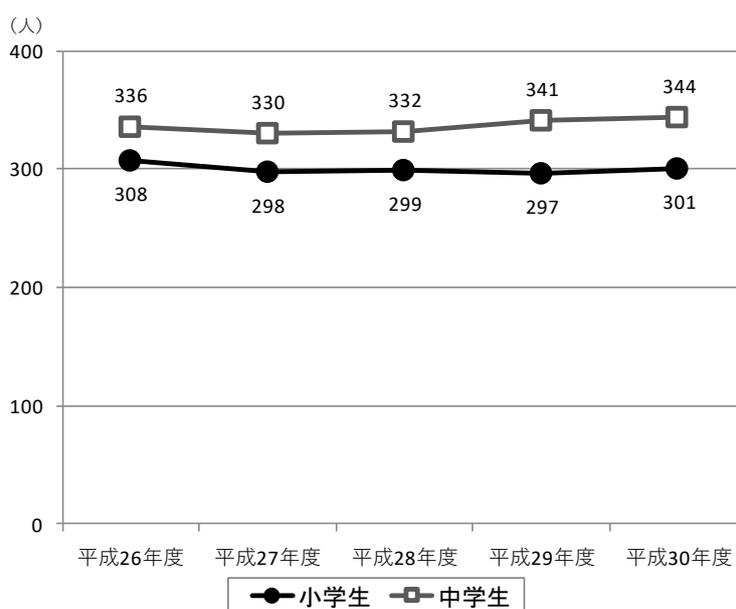
各年度5月1日現在／資料：三宅町

### ■中学校の生徒数・学級数

	単位	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
設置数	校	1				
生徒数	人	336	330	332	341	344
うち特別支援生徒		5	7	9	14	11
学級数	組	12	12	12	12	12
うち特別支援学級		3	3	3	4	3

各年度5月1日現在／資料：三宅町

### ■小学校・中学校の児童・生徒数

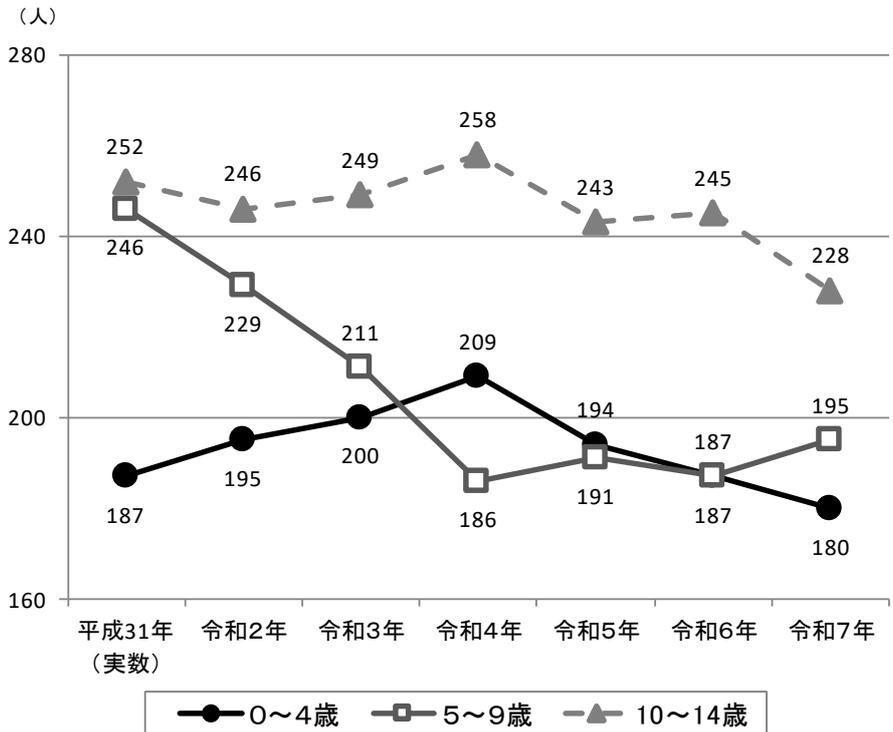


各年度5月1日現在／資料：三宅町

### (9) 推計児童数

平成27年から平成31年各4月1日の住民基本台帳の年齢別人口を元に算出した推計児童数では、0～4歳、10～14歳では令和4年まで増加傾向となり、その後は減少傾向が見込まれ、5～9歳では、令和4年までは減少傾向となり、その後は増加が推測されています。

■ 5歳階級別推計児童数



資料：平成27年～平成31年各年4月1日の住民基本台帳人口よりコーホート変化率法により推計

## 2. ニーズ調査結果

### (1) 調査の概要

#### 【就学前児童・小学生調査】

- 調査対象： 町内在住の就学前の子どものいるすべての世帯（保護者回答）  
町内在住の小学生のいるすべての世帯（保護者回答）
- 調査期間： 就学前と小学生  
令和元年7月19日（金）～令和元年8月6日（火）を基本とし、9月6日（金）まで回収
- 調査期方法： 幼稚園・小学校を通じて配布～回収  
一部未就園児世帯及び私立の幼稚園児・保育所児のいる世帯、私立の小学生がいる世帯には郵送により配布～回収

#### 【中学生・15歳以上18歳未満調査】

- 調査対象： 町内在住の中学生  
町内在住の15歳以上18歳未満の住民
- 調査期間： 中学生と15歳以上18歳未満  
令和元年7月25日（木）～令和元年8月6日（火）を基本とし、9月6日（金）まで回収  
（インターネット回答は8月25日（日）まで）
- 調査方法： 中学生、15歳以上18歳未満には郵送により配布～回収と、インターネットより回答（調査票に回答用ID・PWを添付）

#### 【回収結果】

	配布数	回収数	回収率
就学前児童調査	182	74	40.7%
小学生調査	230	91	39.6%
中学生調査	149	52 <small>(内インターネット回答6)</small>	34.9% <small>(内インターネット回答11.6%)</small>
15歳以上 18歳未満	154	50 <small>(内インターネット回答16)</small>	32.5% <small>(内インターネット回答32.0%)</small>

### (2) 調査結果の見方

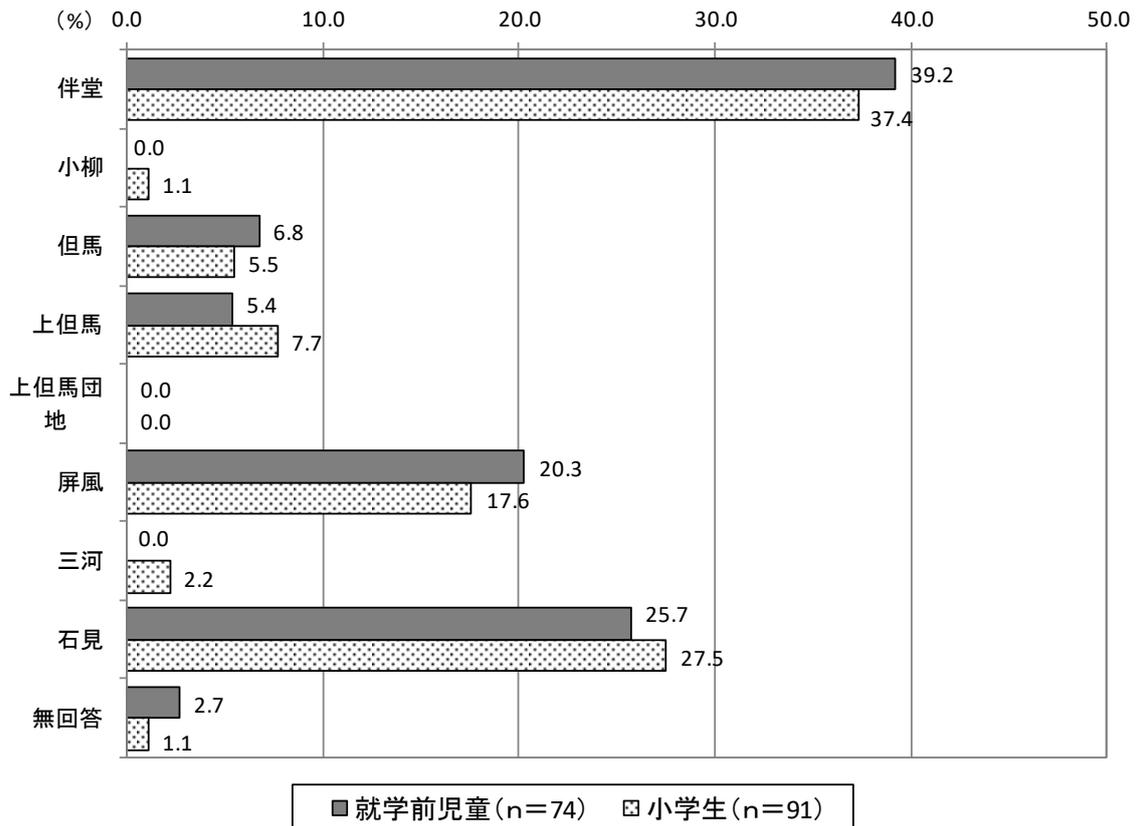
- 回答結果の割合「%」は有効サンプル数に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第2位で四捨五入したものです。そのため、単数回答（複数の選択肢から1つの選択肢を選ぶ方式）であっても合計が100.0%にならない場合があります。このことは、分析文、グラフ、表においても同様です。

- 複数回答（複数の選択肢から2つ以上の選択肢を選ぶ方式）の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して、それぞれの割合を示しています。そのため、合計が100.0%を超える場合があります。
- 図表中において「無回答」とあるものは、回答が示されていない、または回答の判別が困難なものです。
- 図表中の「n (number of case)」は、集計対象者総数（あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する人）を表しています。
- 本文中の「就学前児童」・「小学生」・「中学生」・「15歳以上18歳未満」とは、それぞれ「就学前児童対象調査」・「小学生対象調査」・「中学生対象調査」・「15歳以上18歳未満対象調査」を示しています。それぞれの設問の選択肢について、長い文は簡略化している場合があります。

### (3) 調査結果【就学前児童・小学生調査】

#### ①回答者の居住地

回答者の居住地は、就学前児童・小学生ともに「伴堂」が最も多く、就学前児童で39.2%、小学生で37.4%となっています。次いで、就学前児童、小学生ともに「石見」で、それぞれ25.7%、27.5%となっています。

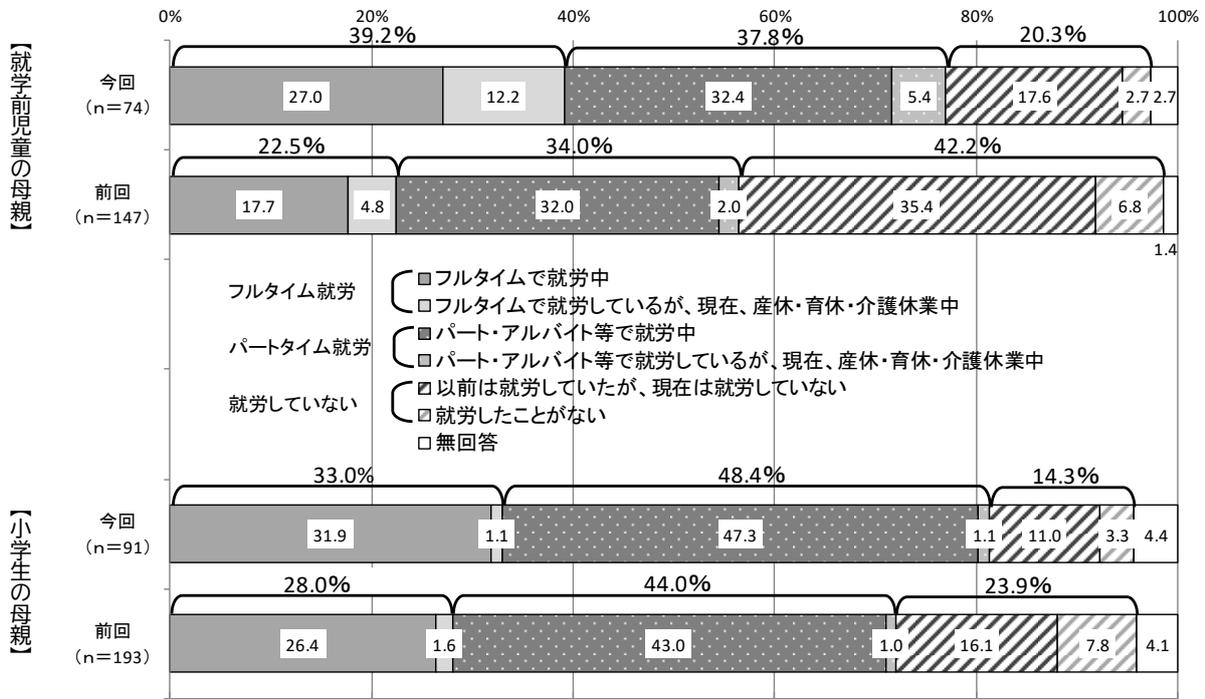


②母親の就労状況

母親の就労状況について、就学前児童では「フルタイムで就労中」と「フルタイムで就労しているが、現在、産休・育休・介護休業中」を併せた『フルタイム就労』が39.2%となっています。「パート・アルバイト等で就労中」と「パート・アルバイト等で就労しているが、現在、産休・育休・介護休業中」を併せた『パートタイム就労』が37.8%となっています。全体で77.0%が就労しています。

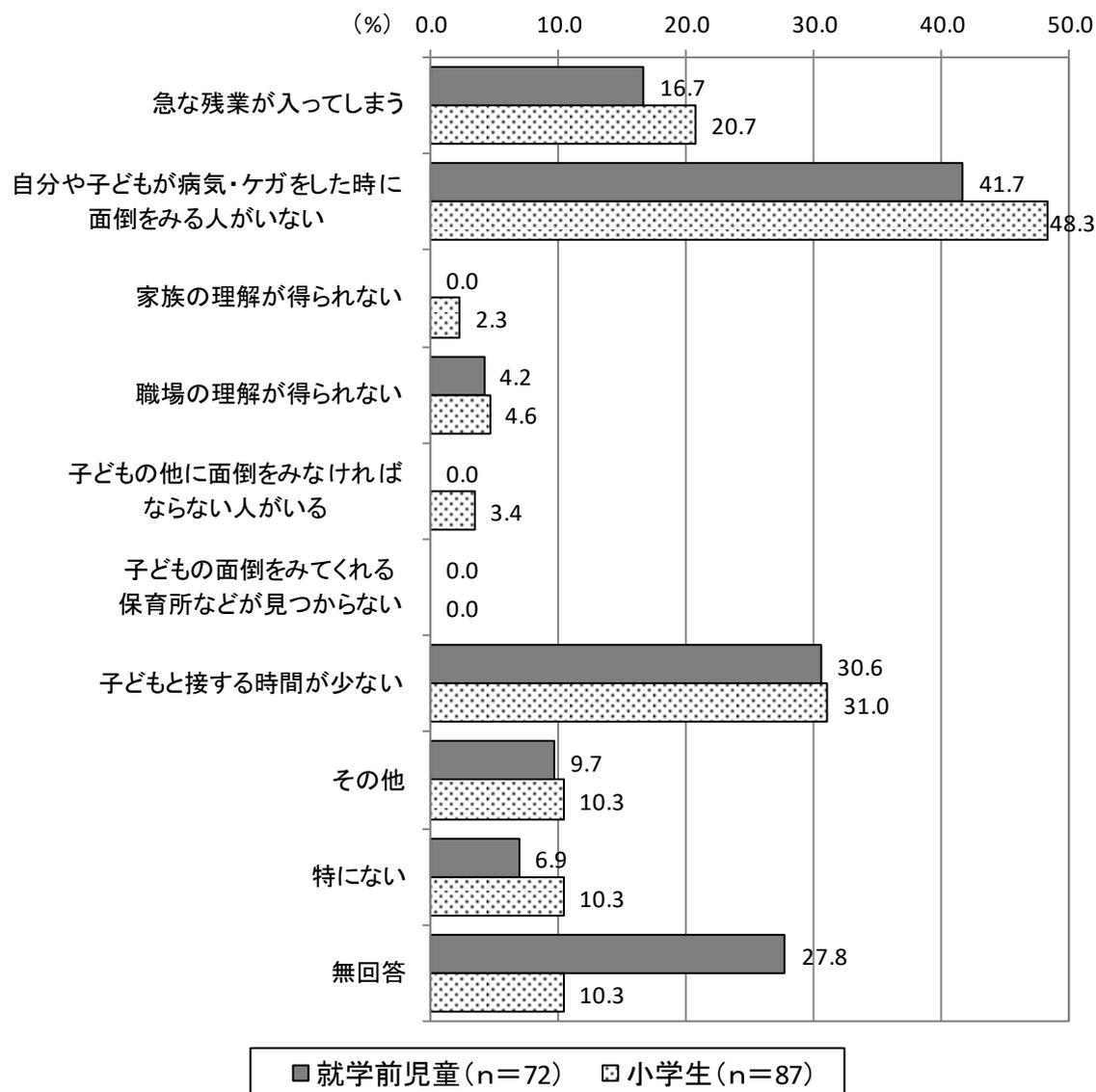
小学生では『フルタイム就労』が33.0%、『パートタイム就労』が48.4%、併せて81.4%が就労しています。小学生の母親の就業率は就学前児童に比べて4.4ポイント高くなっています。

また、前回と比べると、就労している母親が、就学前児童では20.5ポイント、小学生では9.4ポイント高くなっています。



## ③仕事と子育てを両立する上で大変だと感じること

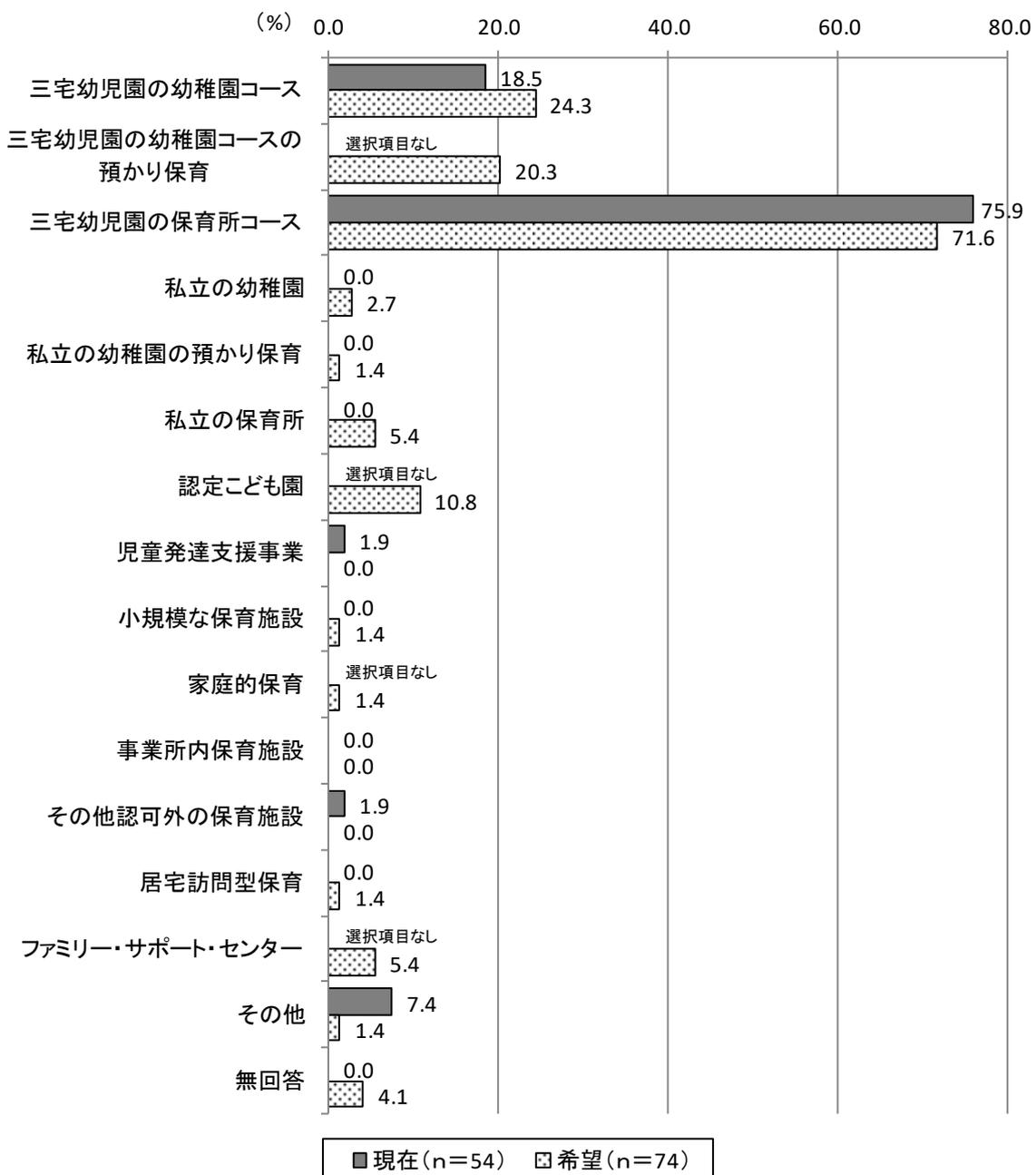
仕事と子育てを両立する上で大変だと感じることについては、就学前児童・小学生いずれも「自分や子どもが病気・ケガをした時に面倒をみる人がいない」が最も多く、就学前児童で41.7%、小学生で48.3%となっています。次いで多いのは「子どもと接する時間が少ない」で、就学前児童で30.6%、小学生で31.0%となっています。



④現在利用している事業と、今後利用したい事業

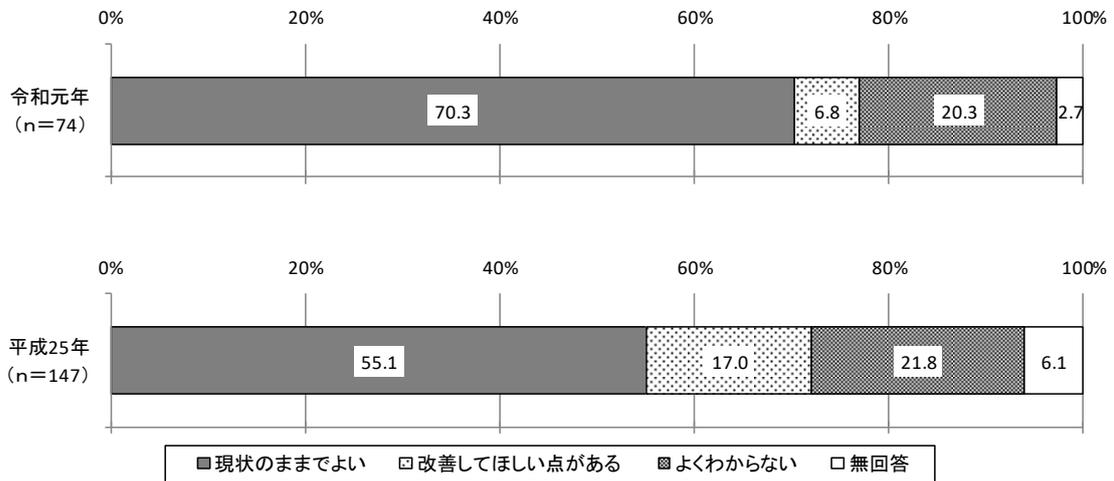
定期的な教育・保育の事業を利用している就学前児童について尋ねた「平日に定期的に利用している教育・保育の事業」（グラフにおける「現在」）は、「三宅幼児園の保育コース」が75.9%で最も多く、次いで「三宅幼児園の幼稚園コース」が18.5%となっています。

すべての就学前児童について尋ねた「今後、平日に定期的に利用したい教育・保育の事業」（グラフにおける「希望」）においてもその順は変わらず、「三宅幼児園の保育コース」が71.6%で最も多く、次いで「三宅幼児園の幼稚園コース」が24.3%で、他に「三宅幼児園の幼稚園コースの預かり保育」（20.3%）や「認定こども園」（10.8%）といった回答も見られます。



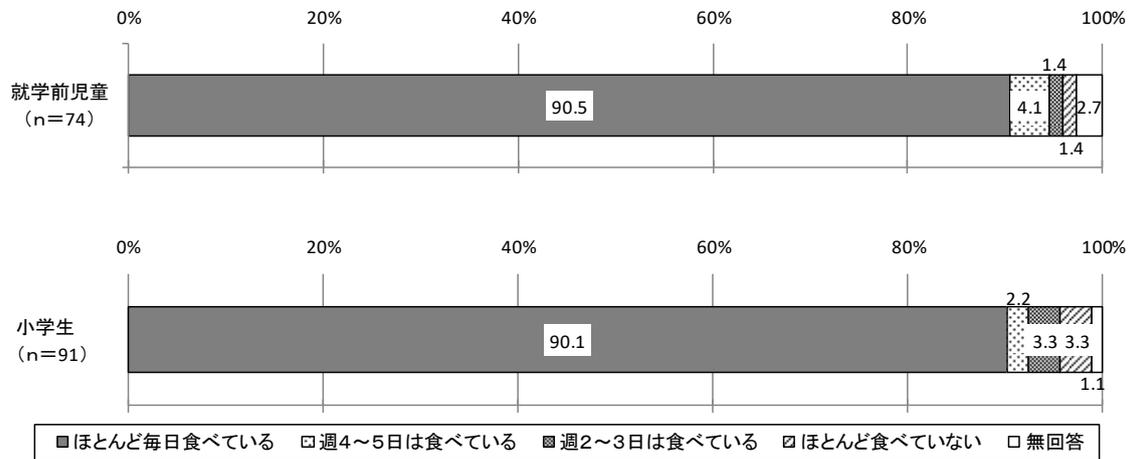
⑤三宅町の幼稚園の現状について

三宅町の幼稚園の現状について、「現状のままでよい」が70.3%で前回の55.1%より15.2ポイント増加しており、「改善してほしい点がある」が6.8%で前回の17.0%より10.2ポイント減少しています。



### ⑥朝食の摂取状況

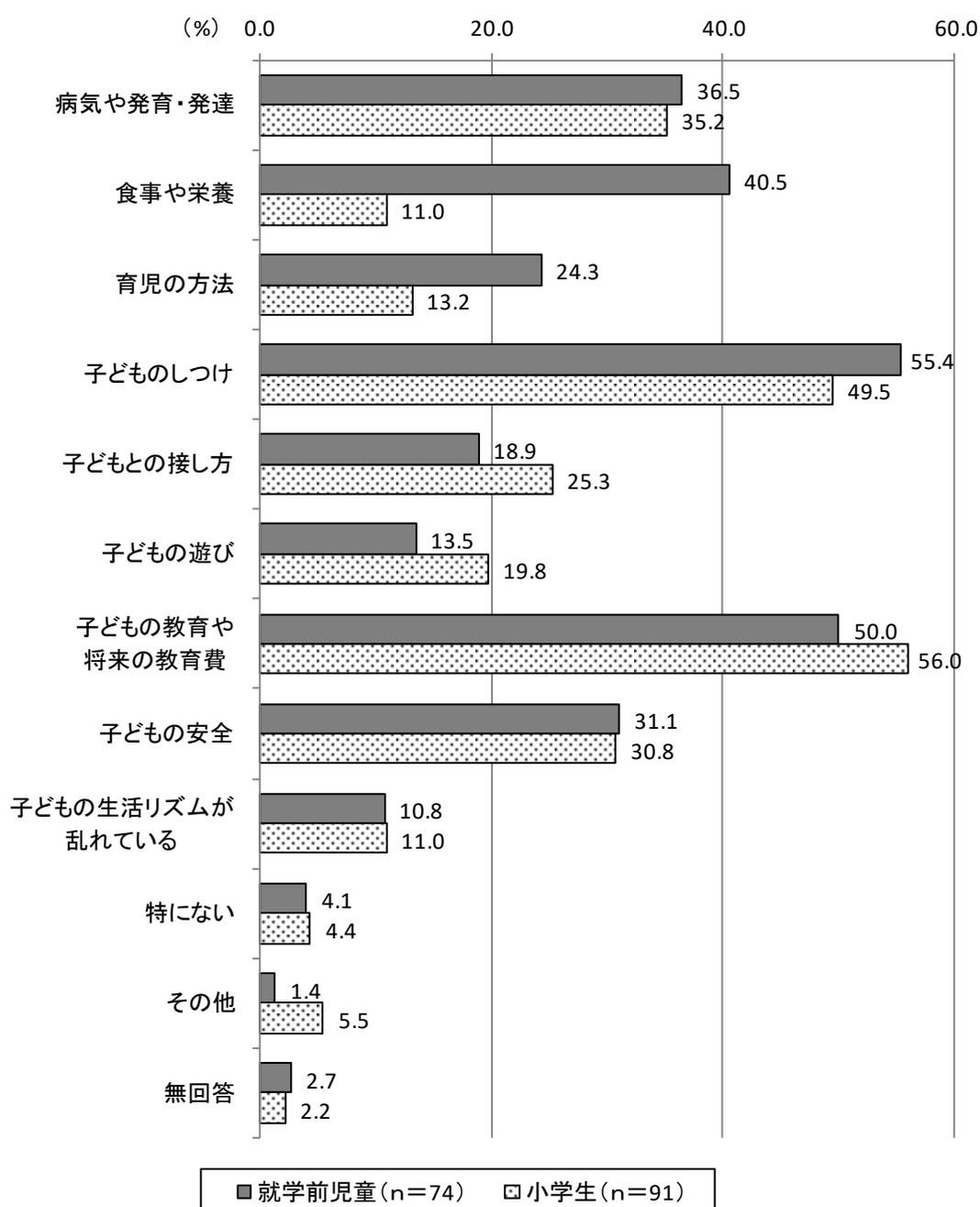
朝食の摂取状況は、就学前児童・小学生ともに「ほとんど毎日食べている」が最も多く、それぞれ90.5%、90.1%と回答している一方で、就学前児童で1.4%、小学生で3.3%は「ほとんど食べていない」と回答しています。



## ⑦子育ての悩みや不安の内容（お子さんのこと）

お子さんのことで子育ての悩みや不安の内容について、就学前児童では「子どものしつけ」が55.4%で最も多く、次いで「子どもの教育や将来の教育費」が50.0%となっています。小学生では「子どもの教育や将来の教育費」が56.0%で最も多く、次いで「子どものしつけ」が49.5%となっています。

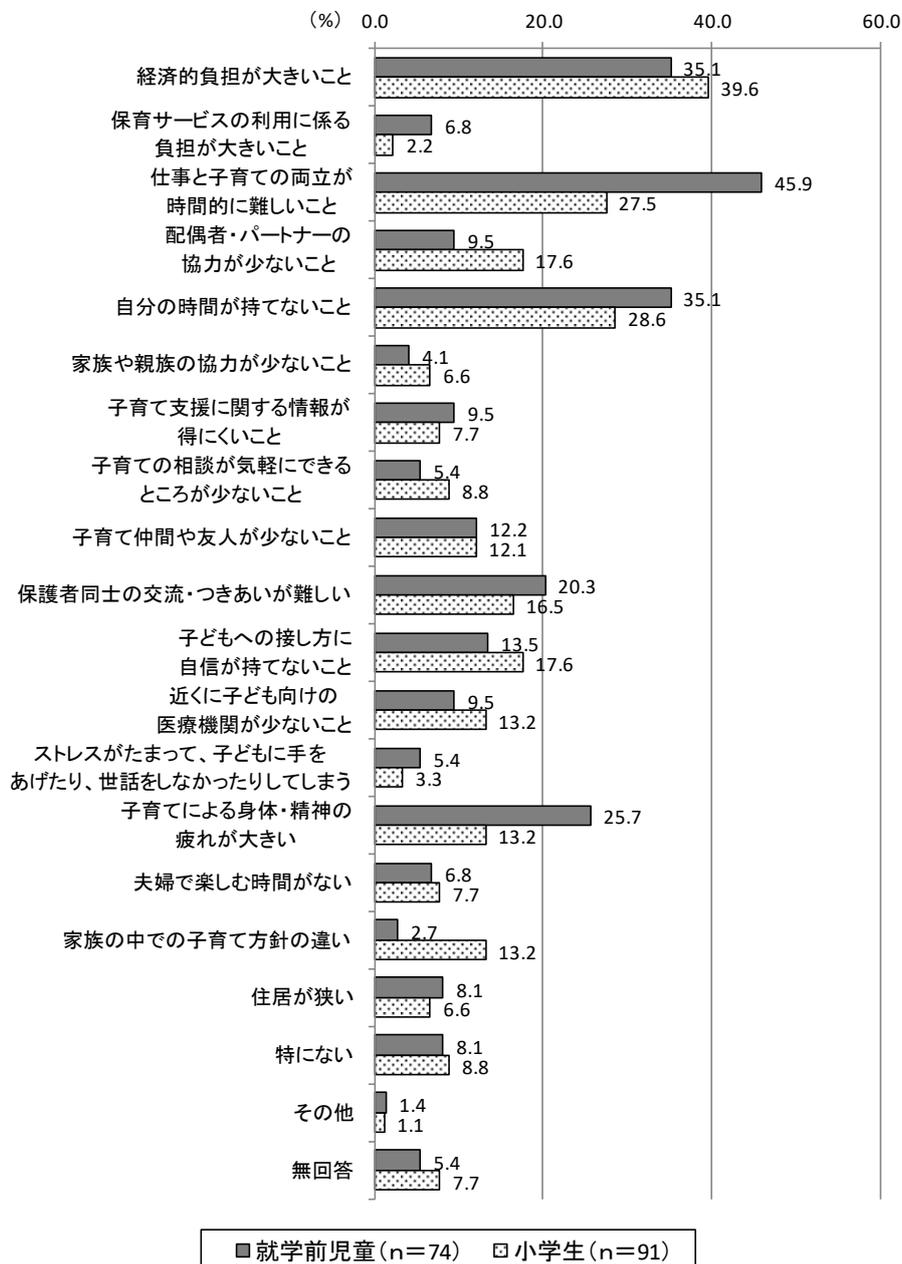
就学前児童と小学生の回答を比較した場合、就学前児童では「食事や栄養」（40.5%）「育児の方法」（24.3%）といった回答が小学生に比べて多く、小学生では「子どもとの接し方」（25.3%）「子どもの遊び」（19.8%）が就学前児童に比べて多くなっています。



⑧子育ての悩みや不安の内容（保護者のこと）

保護者の子育ての悩みや不安の内容について、就学前児童では「仕事と子育ての両立が時間的に難しいこと」が45.9%で最も多く、次いで「経済的負担が大きいこと」「自分の時間がもてないこと」が同率で35.1%となっています。小学生では「経済的負担が大きいこと」が39.6%で最も多く、次いで「自分の時間が持てないこと」が28.6%となっています。

就学前児童と小学生の回答を比較した場合、就学前児童では「仕事と子育ての両立が時間的に難しいこと」(45.9%)、「子育てによる身体・精神の疲れが大きい」(25.7%)といった回答が小学生に比べて多く、小学生では「家族の中での子育て方針の違い」(13.2%)、「配偶者・パートナーの協力が少ないこと」(17.6%)が就学前児童に比べて多くなっています。

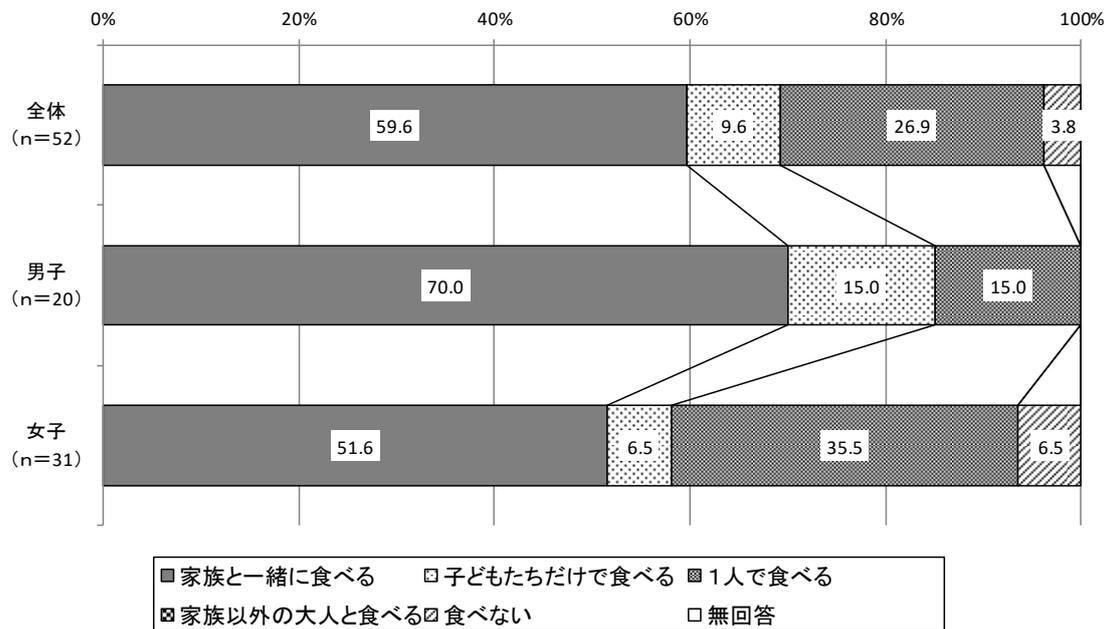


#### (4) 調査結果の見方【中学生・15歳以上18歳未満】

##### ①平日の朝食をともにする人（中学生）

中学生に、平日の朝食を主に誰と一緒に食事をしているかについて聞いたところ、全体で「家族と一緒に食べる」が59.6%で最も多く、次いで「1人で食べる」が26.9%となっています。

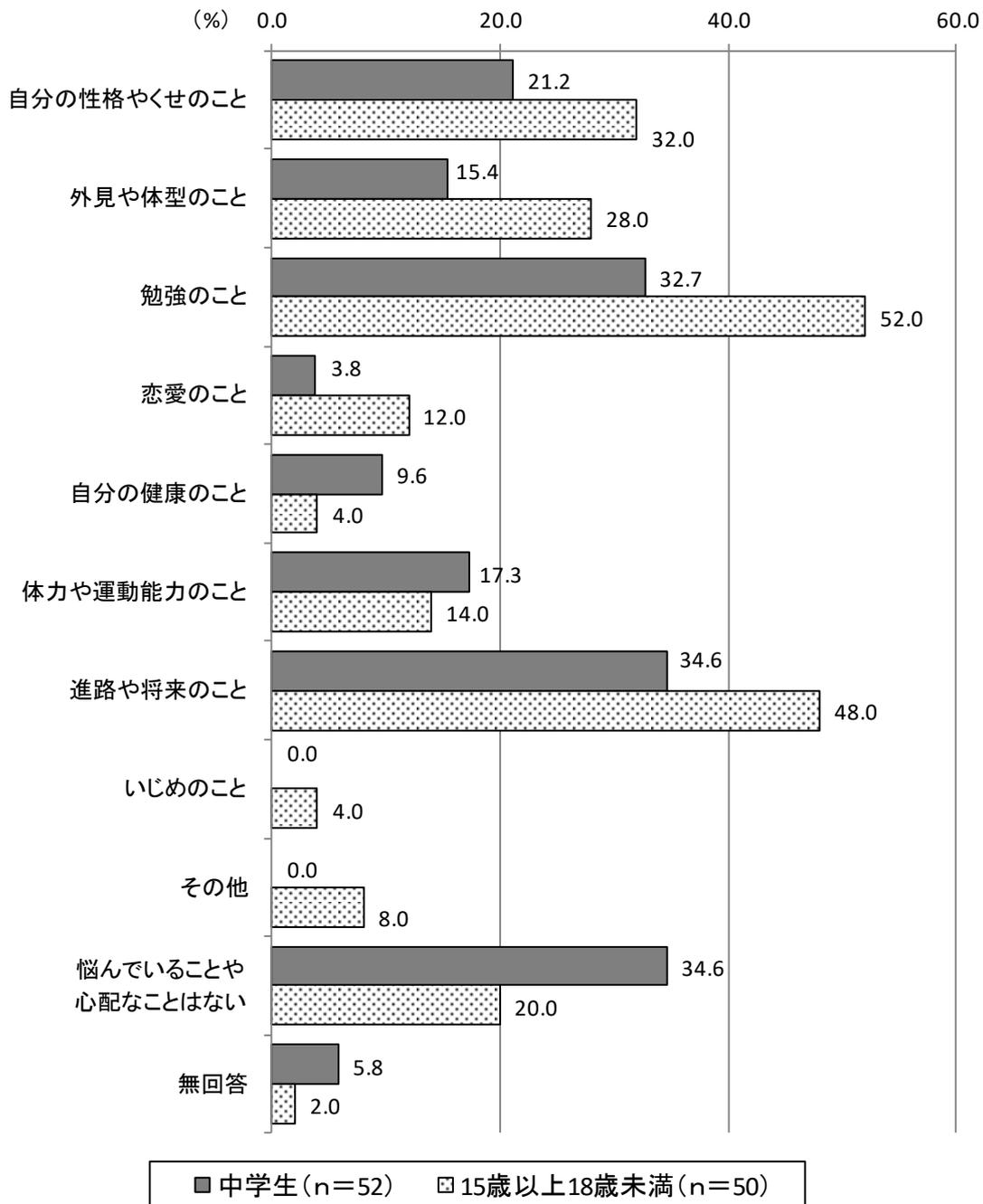
男女別では「家族と一緒に食べる」が男子では70.0%で、女子の51.6%と比べて18.4ポイント多くなっています。「1人で食べる」は男子では15.0%、女子は35.5%で、女子の方が多くなっています。「食べない」が女子で6.5%となっています。



②悩みや心配なこと（自分自身のこと）

自分自身のことについて悩みや心配なことは、中学生では「進路や将来のこと」が34.6%で最も多く、次いで「勉強のこと」が32.7%となっています。また、「悩んでいることや心配なことはない」も34.6%と高くなっています。

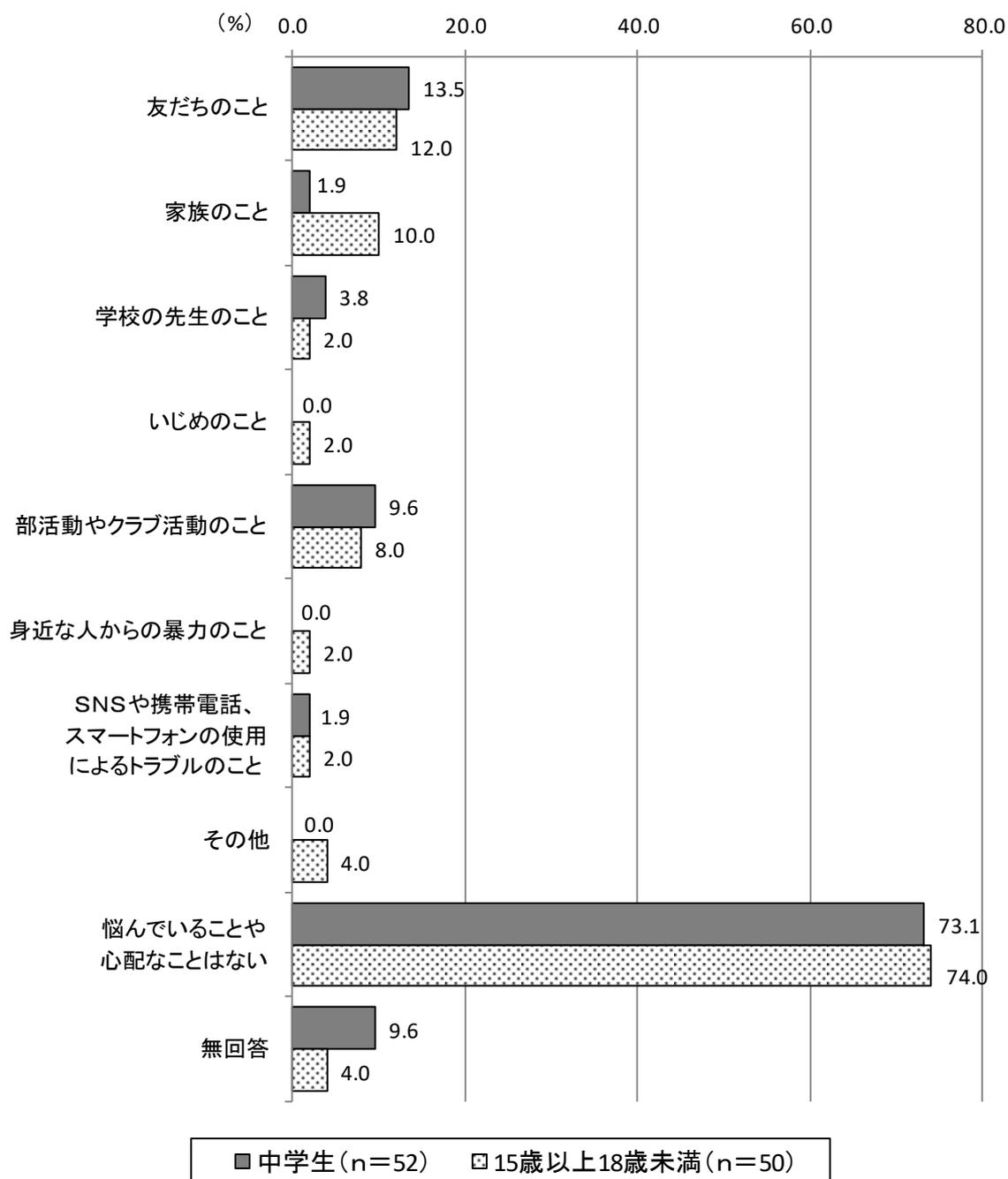
15歳以上18歳未満では「勉強のこと」が52.0%で最も多く、次いで「進路や将来のこと」が48.0%となっています。



## ③悩みや心配なこと（自分とまわりのこと）

自分とまわりのことについて悩みや心配なことは、中学生・15歳以上18歳未満ともに「悩んでいることや心配なことはない」が最も多く、それぞれ73.1%、74.0%となっており、次いで中学生・15歳以上18歳未満ともに「友だちのこと」で、それぞれ13.5%、12.0%となっています。

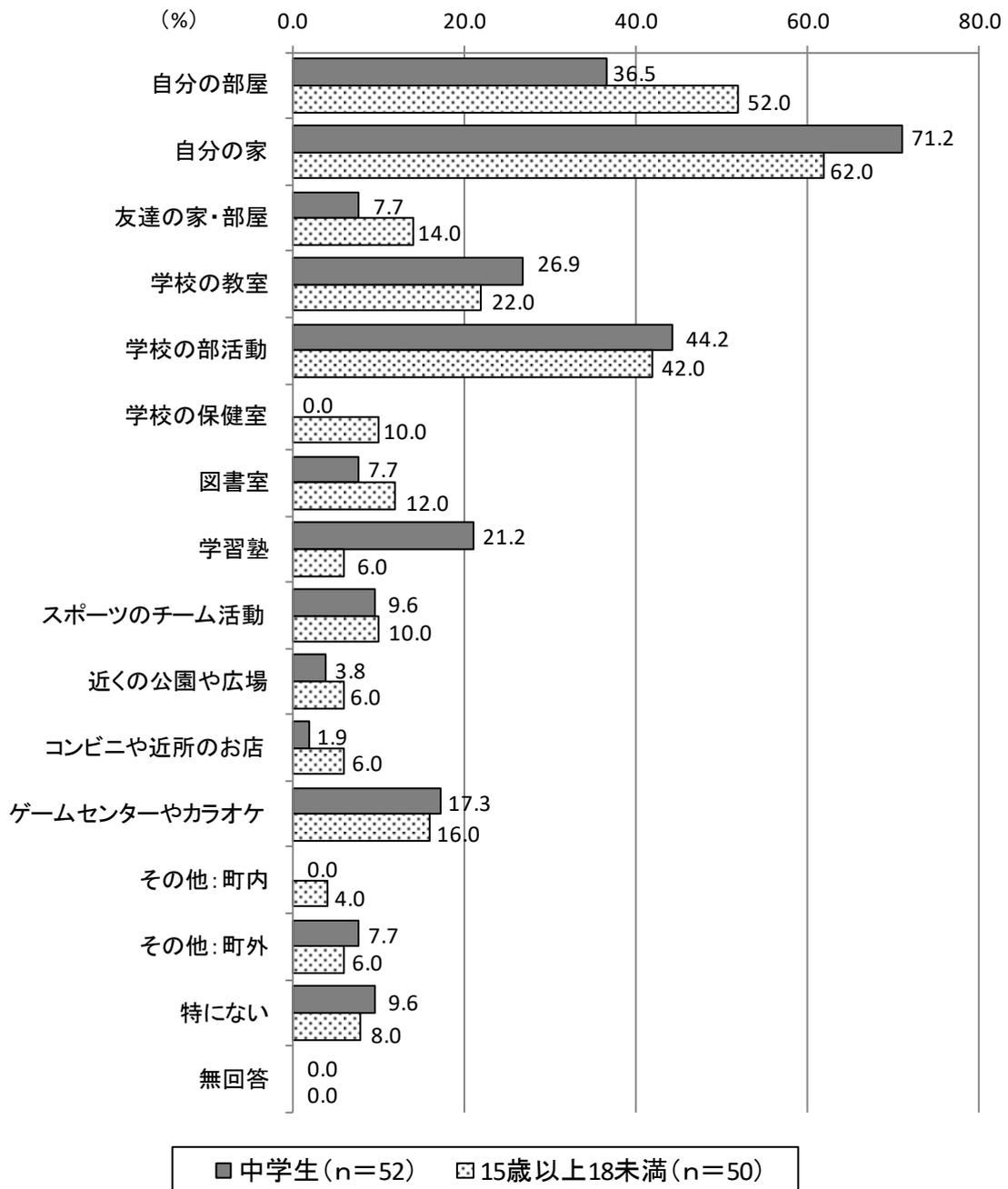
「家族のこと」は15歳以上18歳未満が10.0%で、中学生の1.9%より8.1ポイント高くなっています。



#### ④自分らしくいられる場所

自分らしくいられる場所として、中学生・15歳以上18歳未満ともに「自分の家」が最も多く、それぞれ71.2%、62.0%となっています。次いで中学生では「学校の部活動」が44.2%、15歳以上18歳未満では「自分の部屋」が52.0%となっています。

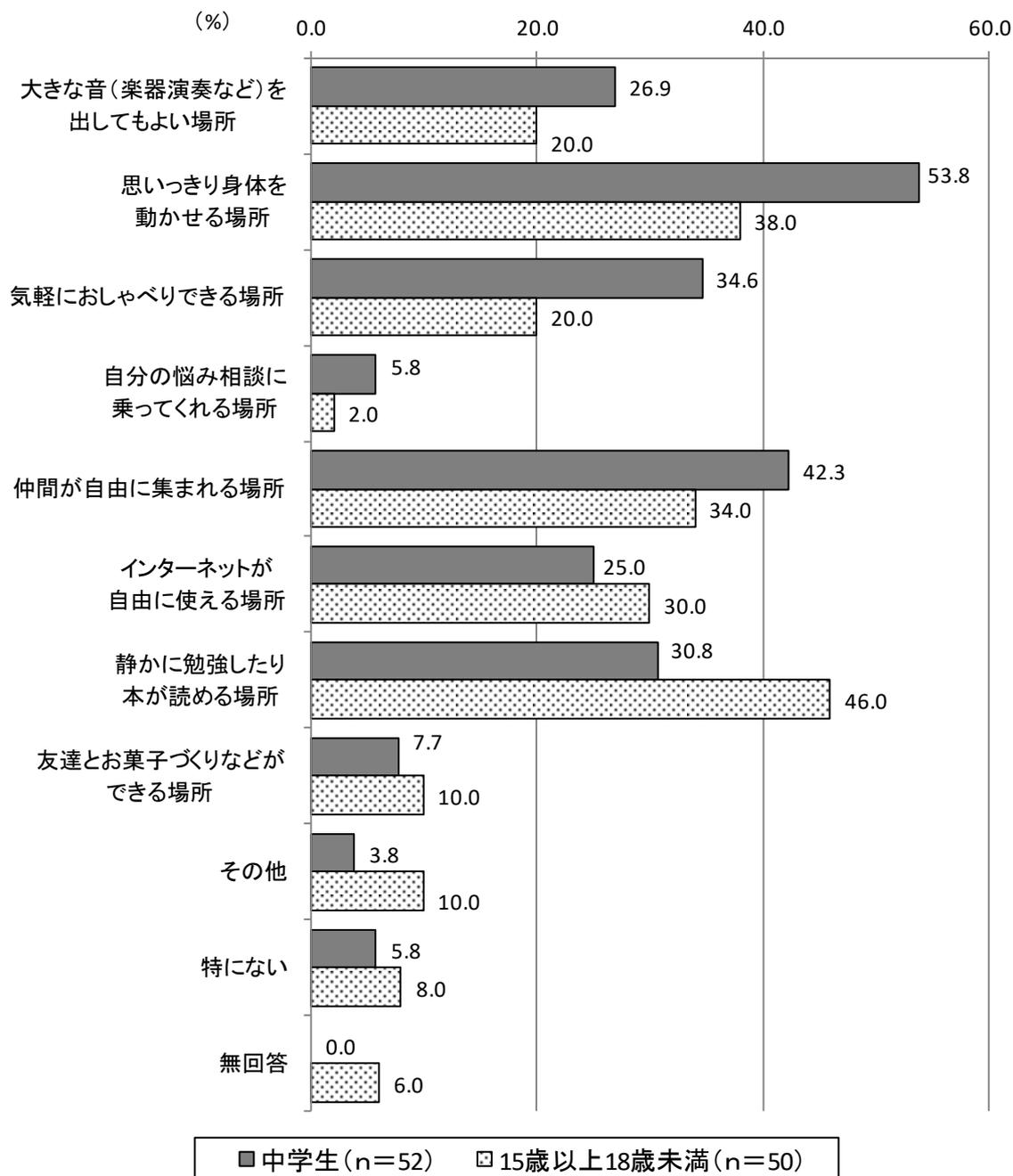
中学生では「学習塾」(21.2%)や「自分の家」(71.2%)が15歳以上18歳未満に比べ高くなっています。一方、15歳以上18歳未満では「自分の部屋」(52.0%)、「学校の保健室」(10.0%)が中学生より高くなっています。



## ⑤若者向けにあるとよい場所

町内に若者向けにあるとよい場所として、中学生では「思いっきり身体を動かせる場所」が53.8%と最も多く、次いで、「仲間が自由に集まれる場所」が42.3%となっています。

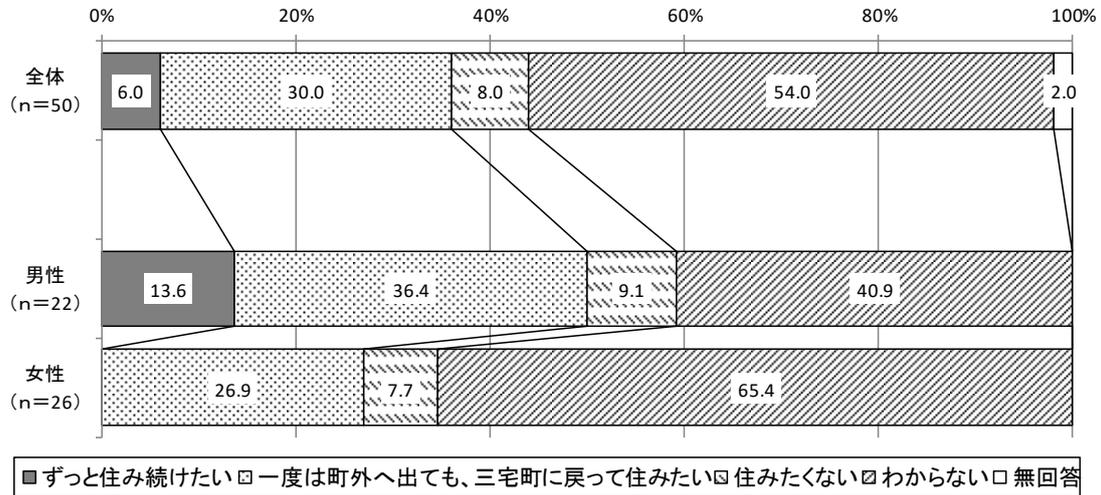
15歳以上18歳未満では「静かに勉強したり本が読める場所」が46.0%と最も多く、次いで、「思いっきり身体を動かせる場所」で38.0%となっています。



⑥三宅町に住み続けたいか（15歳以上18歳未満）

15歳以上18歳未満に三宅町に住み続けたいか聞いたところ、全体では「わからない」が54.0%と最も多く、次いで、「一度は町外へ出て、三宅町に戻って住みたい」が30.0%となっています。

男女別では「ずっと住み続けたい」が男性は13.6%で、女性は0%となっています。



## 第3章

### 計画の理念と施策の体系

---



## 1. 基本理念

---

三宅町では、『三宅町次世代育成支援行動計画（前期計画・後期計画）』において、「みらい・すくすく・いきいき 輝け！三宅っ子」を基本理念と定め、次世代の育成支援に取り組んできました。この理念は、子ども・子育て支援事業における本町の目標とすべきところをも端的に表していることから、本計画においてもその考えを継承し、以下の基本理念を定めます。

**みらい・すくすく・いきいき 輝け！三宅っ子**

## 2. 基本的な視点

---

### (1) 子どもの視点

#### 子どもの豊かな未来を育む環境づくり

すべての子どもが尊厳と夢を持ち、未来に向かって進むことのできる環境をつくれます。

### (2) 家庭の視点

#### ゆとりとうるおいのある家庭づくり

子育て家庭への支援や交流を促進し、ゆとりとうるおいのある子育て環境をつくれます。

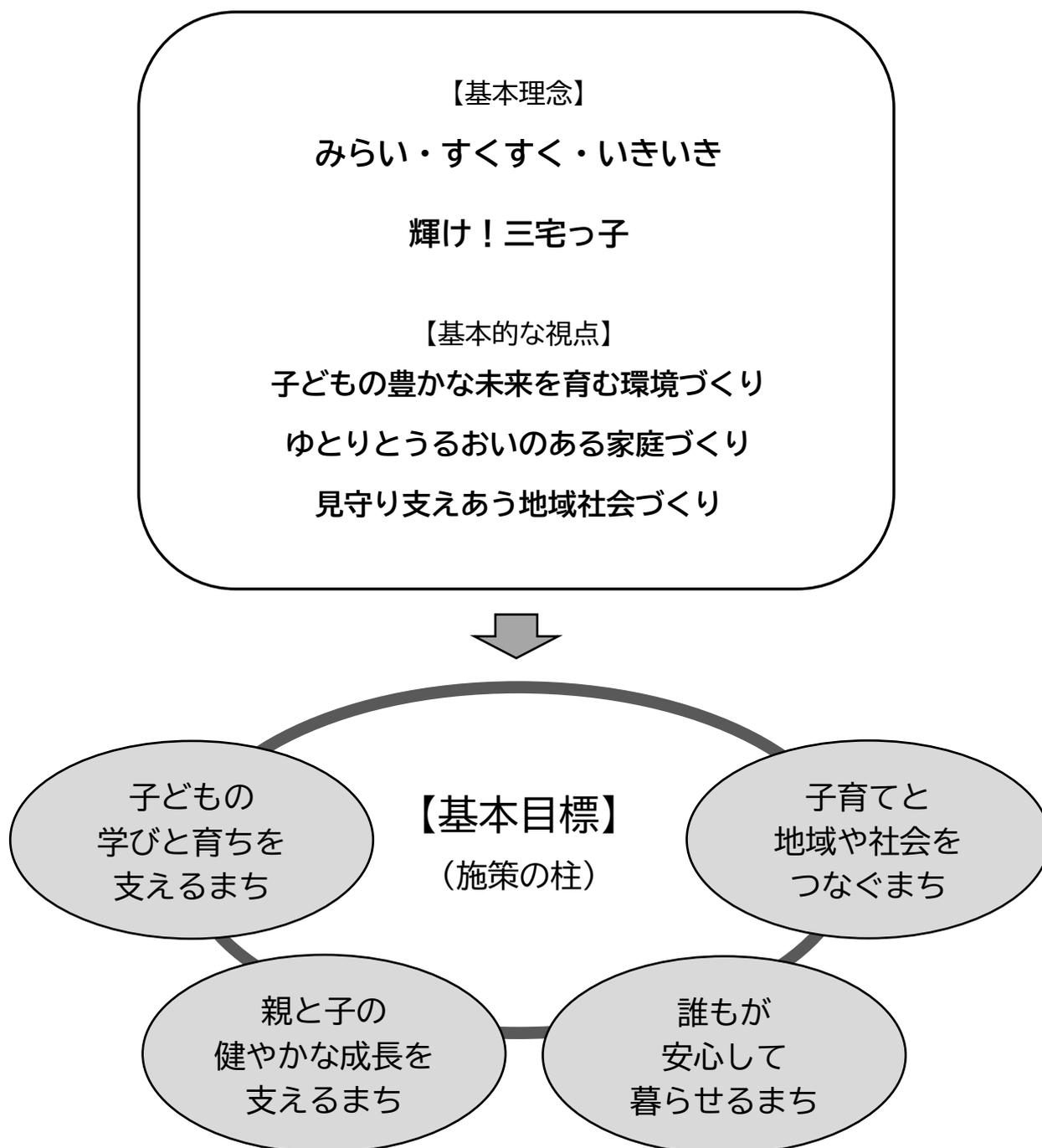
### (3) 地域社会の視点

#### 見守り支えあう地域社会づくり

地域や民間企業との連携や子育てのネットワークづくりを進め、安心して子育てできる地域社会をつくれます。

### 3. 基本目標

「三宅町次世代育成支援行動計画」の趣旨を継承し、「子ども・子育て支援法」に定める子ども・子育て支援事業計画をはじめとする各事業を円滑に推進するため、「みらい・すくすく・いきいき 輝け！三宅っ子」の基本理念と3つの基本的な視点のもと、次の4つを本計画の基本目標（施策の柱）といたします。



## 4. 施策の体系

基本理念

『みらい・すくすく・くまのこころ』

### 1. 子どもの学びと育ちを支えるまち

- (1) 教育・保育の提供体制の確保
- (2) 地域子育て支援事業の充実
- (3) 障がいの早期発見と支援体制の確保
- (4) 多様な学習・体験の充実

### 2. 子育てと地域や社会をつなぐまち

- (1) 子育てと仕事や社会参加の両立支援
- (2) 子育て交流と地域コミュニティづくり
- (3) 個々の環境や状況に応じた支援の確保

### 3. 親と子の健やかな成長を支えるまち

- (1) 安心して妊娠・出産できる環境づくり
- (2) 心と体の健やかな成長と発達の支援
- (3) 安全な生活環境づくり

### 4. 誰もが安心して暮らせるまち

- (1) 子どもの権利と安全・安心の確保
- (2) 見守りと支援体制の充実

## 第4章

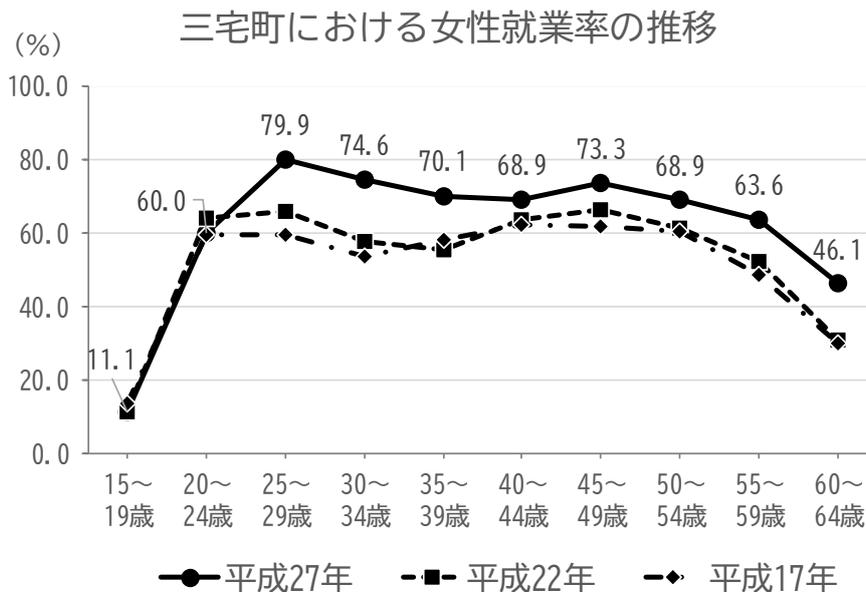
### 施策の展開



## 1. 子どもの学びと育ちを支えるまち

### 現状と課題

- 平成24年8月に成立した子ども・子育て関連3法に基づき、「三宅町 子ども・子育て支援事業計画」を策定し、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進してきました。
- しかし、社会における少子高齢化や核家族世帯の増加、女性就業率の上昇などの変化により、地域コミュニティの希薄化や家庭教育力不足などが指摘されています。
- そのような中、幼児教育の負担軽減を図る少子化対策として、また、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性を鑑み、令和元年10月より「幼児教育・保育の無償化」がスタートしました。
- 無償化だけでなく子育て世代の女性就業率増加などにより、教育・保育の利用希望者が増加しています。(グラフ参照)
- 今後はさらに、地域のニーズに合わせた、教育・保育における「支援の量の拡充」や「支援の質の向上」が求められています。
- これらの状況を踏まえ、本町においても、子どもたちの豊かな個性を育み、多様性が認められ誰もが安心して暮らせるまちを目指し、教育・保育の量と質の確保とともに、町内の子育て家庭の様々なニーズに対応すべく、各事業・サービス・相談体制の充実と、保護者・地域・行政・関連機関の連携体制の強化を図る必要があります。



資料：国勢調査

※グラフ内の数字は、平成27年の就業率

※就業率：15歳以上人口に占める就業者の割合のこと。就業者数は、従業者（収入を伴う仕事をしている者）と休業者（仕事を持っていないが病気などのため休んでいる者）を合わせたもの。

## (1) 教育・保育の提供体制の確保

### 施策の方向性

三宅町で生まれ育つ子どものため、家庭のニーズや環境に応じた適切な教育・保育体制の確保を推進します。

#### ◎関係団体等との連携強化による取り組み他

	取り組み	内容	担当課
1	就学前の教育・保育の提供体制の確保	●小学校就学前の教育・保育を希望する児童に対して提供体制を確保し、認定こども園として教育・保育のバランスがとれた就学前教育を行います。また、乳幼児期のリトミック・正課体育を保育に生かし、小学校へつなげていきます。	幼稚園 教育総務課 健康子ども課
2	学力の向上	●自ら学び、心豊かでたくましく生きる力を備えた児童・生徒の育成を図ります。また、学校では「主体的・対話的で深い学び」の視点で授業改善をすすめ、学力の向上に努めます。	教育総務課
3	きめ細かい幼児教育の推進	●きめ細かい教育・保育を行うため、講師を招き、公開保育、事例研究の指導を受けるなど職員研修の充実に努めます。	幼稚園 教育総務課
4	保育サービス提供の充実	●多様な保育ニーズに対応できるように、延長保育や里帰り出産時や海外からの一時帰国時を含む一時預かり等の柔軟な保育サービスの充実に努めます。 ●一時預かり等のサービスに柔軟に対応できるよう、保育士の確保に努めます。	幼稚園
5	幼児教育の質の向上	●認定こども園において、幼児教育の更なる質の充実に図るため、県と連携を取りながら、幼児教育アドバイザーの派遣を検討します。	健康子ども課

## (2) 地域子育て支援事業の充実

### 施策の方向性

子育て家庭の就労形態や保護者の多様なニーズに対応できるよう、地域子育て支援事業の充実を図ります。

#### ◎住民と行政の協働による取り組み

	取り組み	内容	担当課
6	地域子育て支援拠点事業の利用促進	●子育て支援センタースマイルの案内掲示や健診時等に案内を行うなど、乳幼児及び保護者が交流し、相談や情報の共有ができる子育て拠点事業の利用を促進します。	健康子ども課
7	子育て支援のための連携と人材の育成	●ボランティアや子育てを支援する団体等との連携を図るとともに、子育てに関する活動をするグループ活動推進事業補助金の交付を行い、地域における子育て支援のための人材の育成を推進します。	健康子ども課 子育て支援センタースマイル

#### ◎関係団体等との連携強化による取り組み他

	取り組み	内容	担当課
8	放課後児童対策の充実	●放課後、保護者のいない子どもが遊びや集団生活の中で、様々な経験を通して豊かな人間性を育むことができるよう、放課後児童健全育成事業について、利用希望者の増加やニーズの多様化を踏まえ、さらなる充実・拡充を図ります。 ●指定管理者との連携により、保育時間の延長や待機児童の解消など、利用者のニーズに合った事業運営を進めます。	健康子ども課
9	一時預かり事業の充実	●保護者の都合等により、一時的に保育の必要となった子どもを受け入れる一時預かりや子育て短期支援事業等について、必要に応じて制度の案内等も行いながら、柔軟なサービスの提供に向けて充実を図ります。	健康子ども課

	取り組み	内容	担当課
10	利用者支援事業の推進	●教育・保育施設や利用できる子育て支援事業・サービス等の情報を提供し、関係機関との連携や調整を図る利用者支援事業の機能をもつ子ども家庭総合相談窓口を設置し、利用を推進します。	健康子ども課
11	健診や訪問事業の推進	●妊婦健診や妊産婦・新生児訪問、乳児家庭全戸訪問・養育支援訪問を推進し、母子の健康や養育環境の把握に努めます。	健康子ども課
12	放課後児童対策の推進	●国が進める放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携による「新・放課後子ども総合プラン」の実施に向けての取り組みを推進します。	教育総務課 健康子ども課

### (3) 障がいの早期発見と支援体制の確保

#### 施策の方向性

障がいの早期発見と早期対応に努めるとともに、障がいのある子どもやその家庭が安心して暮らせる支援環境づくりを推進します。

#### ◎関係団体等との連携強化による取り組み他

	取り組み	内容	担当課
13	障がいの早期発見と支援のための連携の推進	●障がいの早期発見と円滑な支援のため、発達検査や心理職による発達相談の実施、福祉・保健・医療・教育等の各機関相互の連携を強化し、支援体制の整備を図ります。	健康子ども課 教育総務課
14	特別支援保育・教育の充実	●障がいのある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するため、特別支援教育担当教員及び特別支援教育支援員を配置し、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援の充実に努めます。 <実施内容> ・1歳6か月児健診事後指導教室の開催（2クール／年） ・幼児園通園児を対象とした発達支援教室の開催（1回／週） ・ふれあい相談（随時実施）	健康子ども課 教育総務課

	取り組み	内容	担当課
15	自立支援制度の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>●町窓口において、磯城郡自立支援協議会作成による福祉サービス事業所や支援団体の一覧を提示し、制度やサービスに関する分かりやすい情報提供に努めるとともに、速やかにサービス提供ができるような体制づくりを進めます。</li> <li>●子どもが利用できる福祉サービスの充実について国や県に働きかけます。</li> </ul>	健康子ども課
16	経済的負担の軽減	<ul style="list-style-type: none"> <li>●障がいのある子どもへの各種手当や助成制度等により、経済的負担の軽減に努めます。</li> <li>●所得制限の撤廃により、医療費負担の不安を軽減します。</li> </ul>	住民保険課 健康子ども課

#### (4) 多様な学習・体験の充実

##### 施策の方向性

基本的な学習はもちろん、多様な学習内容や体験を通し、次代を担う子どもたちの豊かな人間性を育む教育を推進します。

##### ◎住民と行政の協働による取り組み

	取り組み	内容	担当課
17	多様な体験や交流を通じた人間性・社会性の育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>●青少年野外活動等を通じ、子ども達の健やかな心と体を培い、規律やチームワーク、コミュニケーションの大切さを学びます。</li> </ul>	社会教育課
18	自主性・主体性の育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>●子ども自身が子ども会等への企画に参加したり、それぞれの特技を生かすことができる機会を提供するなど、活動を通じて子どもたちの自主性・主体性の育成を図ります。また、活動を推進する上での指導者、リーダー等の育成に努めます。</li> </ul>	社会教育課
19	地域の次代を担う意識づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>●引き続き、三宅古墳群の調査等を通じて地域の歴史に触れる機会の提供や、伝承継承活動を支援するとともに、地域の歴史文化の継承をねらいとした教材を通じてまちの次代を担う意識や郷土愛を育てます。</li> </ul>	社会教育課

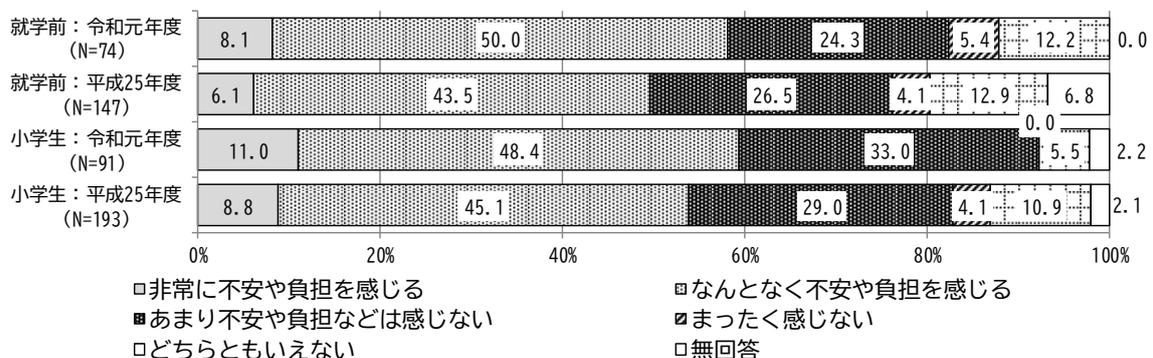
	取り組み	内容	担当課
20	まちアート三宅町の推進	●子どもとアートをつなげる知育プログラムを実施します。	健康子ども課

## 2. 子育てと地域や社会をつなぐまち

### 現状と課題

- 近年、景気・雇用情勢や社会福祉状況を受け、自立や生きがい、社会貢献などのため、女性就業率は上昇しています。
- 平成 28 年に成立した『女性活躍推進法』や保育所の整備など、具体的な仕組みづくりや法律の制定といった女性が働きやすい環境づくりが進められ、結婚・出産が原因とされる 30 歳代の就業率低下は解消されつつあります。
- 合計特殊出生率をみると、わずかながら回復傾向にあるものの、依然、国民希望出生率 1.80（平成 22 年出生動向調査より算出）には隔たりがある状況です。
- 国の掲げる「一億総活躍社会」実現に向けた取り組みの中の働き方改革を受け、働く人々が、個々の事情に応じた多様で柔軟な働き方を自分で選択できるようにするための取り組みが進められています。
- その受け皿の一つとして、結婚や出産といったライフステージの変化を契機とする移住定住推進が求められています。
- そのような中、仕事では社会とのつながりが生まれる一方、子育てでは保護者の孤立化が進み、子育てや教育における不安や負担感は増加していると指摘されています。
- 本町におけるニーズ調査でも、前回調査（平成 25 年度実施）に比べ、今回調査（令和元年度実施）では、子育てについての気持ちで「非常に」もしくは「なんとなく」不安や負担を感じる割合が増加しています。（グラフ参照）
- また、子どもの相対的貧困（相対的貧困率 15.6%「平成 28 年 国民生活基礎調査」より）による教育格差の顕在化などが報告されています。
- 今後は、安心して子育てができ、女性のより働きやすい環境づくりのため、男性の家事・育児参加の推進や、保護者を孤立化させない地域や多世代でのかわり、個々のニーズに合った支援に取り組む必要があります。

子育てについて不安や負担を感じるか



## (1) 子育てと仕事や社会参加の両立支援

## 施策の方向性

男女共同参画についての意識啓発や育児を支援する制度の周知等により、子育てと仕事や社会参加の両立しやすい環境づくりを推進します。

## ◎住民と行政の協働による取り組み

	取り組み	内容	担当課
21	男女共同参画についての意識の啓発	●男女がそれぞれ自分らしく生きるとともに、お互いの人権を尊重し合うことの大切さについて理解を深めるため、広報・パンフレットなどの媒体による啓発を進めるとともに、講習会・研修会等を開催し、性的役割分担の固定概念を払拭するなどの啓発を行います。	総務課
22	男女共同参画教育の推進	●人権尊重を基盤とし、学校教育においては、「人権教育推進計画」に位置付け、児童・生徒一人ひとりの個性を伸ばす男女共同参画教育を推進するとともに、性の多様性への理解を促します。	教育総務課
23	生涯学習活動への参加支援	●子育て中であっても、安心して学習活動へ参加できるよう、学習内容の企画段階から多くの人の参加を促進するとともに、子育て世代が参加しやすいよう内容の充実を図るためのアドバイス等の支援を行います。	社会教育課
24	社会参加の向上支援	●社会教育関係団体やボランティア団体等の育成、支援に努めます。また、地域におけるニーズの調査や働きかけ、各団体の活動の周知・啓発を図るとともに、参加を促進します。	社会教育課 社会福祉協議会
25	三宅町C○育てPROJECT	●江崎グリコ株式会社と連携協定を締結し、妊娠からの1000日間を子どもの基礎を作る大切な時期と捉え、その時期の課題に対し、男性育児参画や夫婦間のコミュニケーションの促進などの取り組みによりその解決を目指します。	健康子ども課

◎関係団体等との連携強化による取り組み他

	取り組み	内容	担当課
26	労働時間短縮等の促進	●男女がともに子育てと仕事が両立できるよう、労働時間短縮等の啓発や働きかけを行います。	産業管理課
27	育児休業体制の定着促進	●子育てと仕事が両立できるよう、育児休業制度等の趣旨や内容についての普及・啓発に努めます。	産業管理課

## (2) 子育て交流と地域コミュニティづくり

### 施策の方向性

子育て家庭の孤立を防ぎ、保護者の子育てへの不安や負担感を軽減するため、多様な交流の実施と地域コミュニティづくりを推進します。

◎住民と行政の協働による取り組み

	取り組み	内容	担当課
28	子育て交流の場の確保	●子育てに関する情報発信の充実と拡大を図るとともに、個人やサークル等の団体が、地域の子育て支援に積極的にかかわっていただけるよう、交流の機会や拠点の確保に努めます。	子育て支援センタースマイル
29	家庭・学校・地域の連携強化	●家庭、学校、地域団体が一体となって地域ぐるみで子どもを育てる体制の強化に努めます。 ●ものづくり体験やスポーツ教室、地区別懇談会等の機会を活用し、子育てについて考える機会の創出に努めます。	社会教育課
30	保護者のグループやサークルによる活動の支援	●子育て支援センタースマイルの活動を促進し、出前保育や保育のアドバイス等を充実させていくことにより、子育てグループやサークル活動を支援します。 ●子育てグループやサークル活動を継続していくためのリーダーの養成に努めます。 ●サークル活動の様子を町公式ホームページやフェイスブック・インスタグラム等でアップし、情報発信に努めます。	子育て支援センタースマイル

	取り組み	内容	担当課
31	子どもの地域活動との連携	●放課後子ども教室の充実や子ども会との連携、物づくり講座等の実施、子どもの地域活動の充実や図書室の利用促進を図るなど、放課後の子どもの居場所づくりを進めます。	社会教育課
32	地域のコミュニティづくり	●子育て家庭が孤立しないよう見守り、子育て支援センタースマイル、保健師・保育士・管理栄養士・心理職等の専門職による子育て講座への参加の呼びかけを行います。 ●「老人会」や「みやけまちづくりの会」等と連携し、安心して子育てができる地域コミュニティづくりを進めます。	子育て支援センタースマイル
33	三宅町子育て支援グループ活動推進事業	●1年以上の継続的な活動実績があり、今後も活動を継続する計画があること、団体のメンバーの1名以上が三宅町民であることを条件に、1グループ上限5万円までの補助金を交付します。	子育て支援センタースマイル
34	複合施設の活用	●『子どもたちが、まちのみんながもっと三宅を好きになるために三宅にあるものを活かし、三宅になかった新たな魅力を生み、三宅の未来を育む』をグランドコンセプトとして自分ごととしてかかわる、三宅町を好きになる取り組みを、関係人口を増やしながらすすすめます。	全担当課
35	三宅町子育てパートナーシップ事業 i k u t o m o いくとも	●住民・民間企業・大学・NPO・行政と共に、それぞれが持つ知識や機能をいかして課題の解決に取り組み「共に育ち育てるまちづくり」を目指します。	全担当課

### (3) 個々の環境や状況に応じた支援の確保

#### 施策の方向性

子どもや子育て家庭の環境に応じた支援制度や相談機関等について周知するとともに、関係機関との連携による支援体制づくりを推進します。

#### ◎住民と行政の協働による取り組み

	取り組み	内容	担当課
36	支援を必要とする子どもや家庭等に対する地域支援体制の整備	●子どもの養育が困難である家庭、障がいのある子どもを持つ家庭、在住・在日外国人家庭等が、子育てについて不安や不自由さを感じることがないように、人材の育成に努めるとともに、関係機関との連携のもと、子ども家庭総合相談窓口において相談支援を行い、地域における支援体制の充実を図ります。	健康子ども課
37	情報提供の充実	●それぞれの子どもや家庭にあった支援や窓口について、広報やホームページ等を通じた情報提供の充実に努めます。	健康子ども課
38	生活困窮世帯に対する支援体制の整備	●生活困窮や家庭環境等、様々な暮らしにくさを抱える子どもに対して、身近な地域における居場所づくり等を実施し、地域ボランティア、その他様々な交流を通じ、子どもに寄り添い、誰もが暮らしやすい地域づくりを進めます。	教育総務課 健康子ども課 社会福祉協議会

#### ◎関係団体等との連携強化による取り組み他

	取り組み	内容	担当課
39	子育て家庭の経済的負担の軽減	●子育てに伴う経済的負担の軽減を図るため、児童手当制度の普及促進や子ども医療費の助成等に取り組み、子育て家庭の経済的支援を進めます。 ●所得制限を撤廃することで、すべての子どもについて医療費負担を軽減します。	住民保険課 健康子ども課

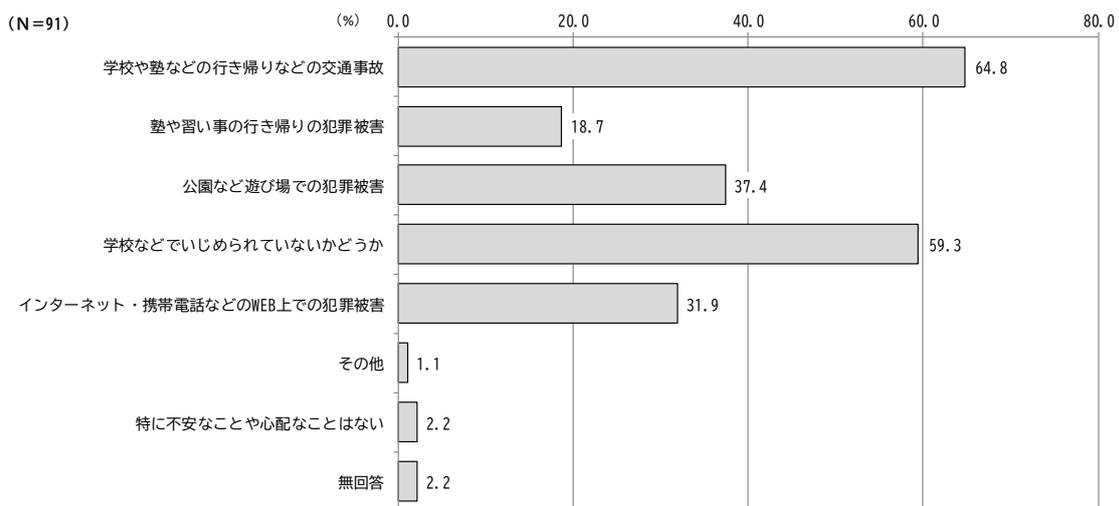
	取り組み	内容	担当課
40	ひとり親家庭への各種手当・医療費の助成	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ひとり親家庭の自立と生活の安定を目的として、各種手当や医療費助成等、経済的支援を行う各種制度の周知に努めます。</li> <li>●所得制限を撤廃することで、すべての子どもについて医療費負担を軽減し、年齢による負担格差を解消します。</li> </ul>	住民保険課 健康子ども課
41	里親制度の普及・啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>●家庭に恵まれない子どもたちの生活を支え、人権を守るため、パンフレットやポスターの設置等により里親制度の普及・啓発に努めます。</li> </ul>	健康子ども課
42	移住定住促進事業補助金	<ul style="list-style-type: none"> <li>●町外からの転入者が町内で住宅を新築・購入する場合に、その費用の一部を補助します。</li> </ul>	政策推進課
43	幼児教育・保育における給食費補助	<ul style="list-style-type: none"> <li>●非課税世帯や多子世帯の負担軽減のため、給食費を補助します。</li> </ul>	健康子ども課

### 3. 親と子の健やかな成長を支えるまち

#### 現状と課題

- 女性の晩婚化・晩産化の傾向から、妊娠・出産に関する不安の増加や、健康管理への留意の重要性が指摘されています。
- 自らの望むライフプランを選択し、不安なく子どもを産み育てていくには、子どもの頃からの妊娠・出産・不妊教育が求められています。
- また、国においても、若い世代が、結婚・妊娠・出産・子育てに対し、より前向きに考え、一人一人の希望が叶う社会の実現に向けて、切れ目ない支援を推進しています。
- 近年、子どもが被害者となる犯罪が多様化する中、子どもの健やかな成長のためには、犯罪の防止や防災対策などに取り組み、安全に暮らせる環境づくりが重要です。
- 今回実施したニーズ調査では、お子さんの身の安全について、不安に思うことや心配なことを小学生の保護者に聞いたところ、「学校や塾などの行き帰りなどの交通事故」が最も多く、次いで「学校などでいじめられていないかどうか」、「公園など遊び場での犯罪被害」となっています。(グラフ参照)
- 今後も、安心・安全な環境整備を進め、包括的な相談と切れ目のない支援に取り組む必要があります。

お子さんの身の安全について不安に思うことや心配なこと (小学生)



資料：三宅町子ども・子育て支援に関するニーズ調査（令和元年度）

## (1) 安心して妊娠・出産できる環境づくり

## 施策の方向性

不安を持つことなく、誰もが安心して妊娠や出産にのぞむことができる環境づくりと、不妊についてのケアを推進します。

## ◎住民と行政の協働による取り組み

	取り組み	内容	担当課
44	妊娠や出産への理解の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●パートナー（配偶者）をはじめとする家族、地域等が一体となって子育てを支えていくための理解の促進を図ります。</li> <li>●妊娠期において、妊娠経過の確認を兼ねた電話相談を実施します。</li> </ul>	健康子ども課
45	妊娠・周産期の相談や指導の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>●安心して出産・育児ができるよう、妊娠期からの指導や相談事業、訪問事業の充実を図ります。</li> </ul> <p>また、保護者同士がお互いに相談し合い、情報交換のできる機会づくりを図ります。</p> <p>&lt;実施内容&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・妊娠届時の相談</li> <li>・新生児妊産婦訪問指導の実施</li> <li>・親子教室の開催（1回/月）</li> </ul>	健康子ども課
46	産婦人科オンライン相談事業（Kids Public）の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>●妊娠や出産に関して、不安や心配事があるときに気軽に相談できるオンライン相談窓口を創設します。</li> </ul>	健康子ども課
47	不妊に関する相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>●不妊に悩む夫婦の悩みを軽減するため、制度等に関する情報収集に努め、町公式ホームページや広報等を活用して周知するとともに、相談体制の充実を図ります。</li> </ul> <p>&lt;実施内容&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・奈良県不妊相談センターの紹介</li> <li>・専門医療機関の情報収集</li> </ul>	健康子ども課
48	母子手帳アプリ「みやけっこ」	<ul style="list-style-type: none"> <li>●妊娠・出産・子育ての記録ができる母子手帳アプリ「みやけっこ」を配信し、子どもの成長記録や妊娠中の情報を、パパ・ママだけではなく、遠く離れて住む家族とも共有し、家族みんなで妊娠・出産・子育てを見守ります。</li> </ul>	健康子ども課

	取り組み	内容	担当課
49	三宅町出産祝品贈呈事業	●児童の誕生日に三宅町に住所を有し、出生児とともに引き続き三宅町に在住する意思のある保護者に対し、第1子 20,000 円、第2子 30,000 円、第3子 100,000 円相当の品物を贈呈します。	健康子ども課

◎関係団体等との連携強化による取り組み他

	取り組み	内容	担当課
50	妊婦歯科健診	●妊娠中に1回、希望される方を対象に「妊婦歯科健診」を実施します。	健康子ども課
51	産婦健康診査費補助	●出産後1ヶ月前後までに分娩医療機関などで受ける産婦健康診査にかかる費用を補助します。	健康子ども課
52	三宅町地域公共交通タクシー補助事業	●出産予定があり、母子健康手帳の交付を受け、町内で生活している方に対して、日常生活の利便を図ることを目的にタクシー利用料金の一部を補助します。	政策推進課

## (2) 心と身体の健やかな成長と発達の支援

## 施策の方向性

子どもの健やかな成長を支援するため、日ごろからの健康管理や健康づくりの啓発と医療体制の確保を推進します。

## ◎住民と行政の協働による取り組み

	取り組み	内容	担当課
53	乳幼児の疾病予防、健康づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>●乳幼児健康診査、予防接種等を充実し、乳幼児期の疾病の予防や早期発見に努めます。</li> <li>●乳幼児期の健康づくりを進めていくための教室等を開催し、正しい情報の提供に努めます。</li> </ul> <実施内容> <ul style="list-style-type: none"> <li>・乳幼児健康診査の実施 (3～5か月児・9～11か月児)</li> <li>・1歳6か月児健康診査の実施</li> <li>・3歳8か月児健康診査の実施</li> <li>・親子サロンの開催 (ふくろうらんど(妊婦の参加可)、スキップランド)</li> <li>・定期予防接種の実施</li> <li>・子育て支援センタースマイルでの子育て講座の開催</li> </ul>	健康子ども課
54	小児科オンライン相談事業(Kids Public)の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>●子どもの健康に関して、不安や心配事があるときに気軽に相談できるオンライン相談窓口を創設します。</li> </ul>	健康子ども課
55	各医療機関との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>●近隣市町や医師会等の関係機関と連携を強化し、小児救急医療体制の確保を呼びかけます。</li> <li>●平日夜間や土・日・祝日における急病等に対応する県の「小児救急医療電話相談」の周知に努めるとともに、適正な医療受診について周知を図ります。</li> </ul>	健康子ども課

	取り組み	内容	担当課
56	「食育」の推進	<p>●乳幼児期からの正しい食事の摂り方や望ましい食習慣の定着に向けて、子どもの発達段階に応じた食育の推進に努めます。</p> <p>&lt;実施内容&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・乳幼児健診、相談時における栄養指導、相談の実施</li> <li>・親子サロンでの離乳食講習や手作りおやつ講習の実施</li> <li>・園庭を利用した農作物の栽培体験や収穫作物での食育講習の実施</li> <li>・「給食だより」の発行（小学校1回/月）</li> <li>・給食試食会の開催（小学校1回/年）</li> <li>・小学生を対象とした料理教室の開催（1回/年）</li> </ul>	健康子ども課 教育総務課
57	三宅町子育て支援用具貸与事業	<p>●三宅町に住所を有し、1歳未満の乳児を養育する保護者に対して、子育て支援用具（ベビースケール）を貸与します。</p>	健康子ども課

◎関係団体等との連携強化による取り組み他

	取り組み	内容	担当課
58	乳幼児相談、支援の充実	<p>●訪問指導、健康相談、テーマ別教室の開催等にとどまらず、あらゆる機会を活用して子育てに関する不安の解消に努めます。</p> <p>&lt;実施内容&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新生児妊産婦訪問指導の全数実施【再掲】</li> </ul>	健康子ども課
59	事故防止対策等の充実	<p>●乳幼児突然死症候群の予防や子どもの事故防止のため、乳幼児健康診査時にリーフレットを配布するなど、あらゆる機会を活用して情報提供や啓発活動を進めます。</p>	健康子ども課
60	かかりつけ医づくりの推進	<p>●子どもの健康管理・重症化防止のため、近隣市町の医療機関及び医師会と連携を図り、医療情報の充実に努め、身近にかかりつけ医を持つことの大切さを啓発します。</p>	健康子ども課

	取り組み	内容	担当課
61	未治療虫歯ゼロ運動の推進	●幼稚園において乳幼児健康診査に従事する歯科衛生士による歯みがき指導を行います。また、幼稚園・小学校と話し合いの場を持ち、卒園後も継続的な関わりができるよう、取り組みを進めていきます。	健康子ども課
62	思春期保健の充実	●家庭、学校、地域の連携のもと、子どもの生活実態を把握し、性教育、未成年の喫煙・飲酒、薬物乱用の防止など、青少年の健康づくりの取り組みを推進します。 ●相談員の配置や子どもたちが気軽に相談できる体制の充実を図ります。	教育総務課
63	三宅町子ども医療費助成事業	●誕生日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの子どもにかかる医療費の一部を助成します。	住民保険課

### (3) 安全な生活環境づくり

#### 施策の方向性

交通環境や生活空間における安全を確保するとともに、犯罪の防止や防災対策の充実により、子どもや保護者が安全に暮らせる環境づくりを推進します。

#### ◎住民と行政の協働による取り組み

	取り組み	内容	担当課
64	犯罪被害の予防・防止	●子どもの防犯知識等の育成、防犯笛の配布、「こども110番の家」の設置、青少年健全育成協議会による見守り活動等、犯罪から子どもを守る体制の強化を図ります。 ●防犯教育等の犯罪被害の予防・防止に努めます。	社会教育課

#### ◎関係団体等との連携強化による取り組み他

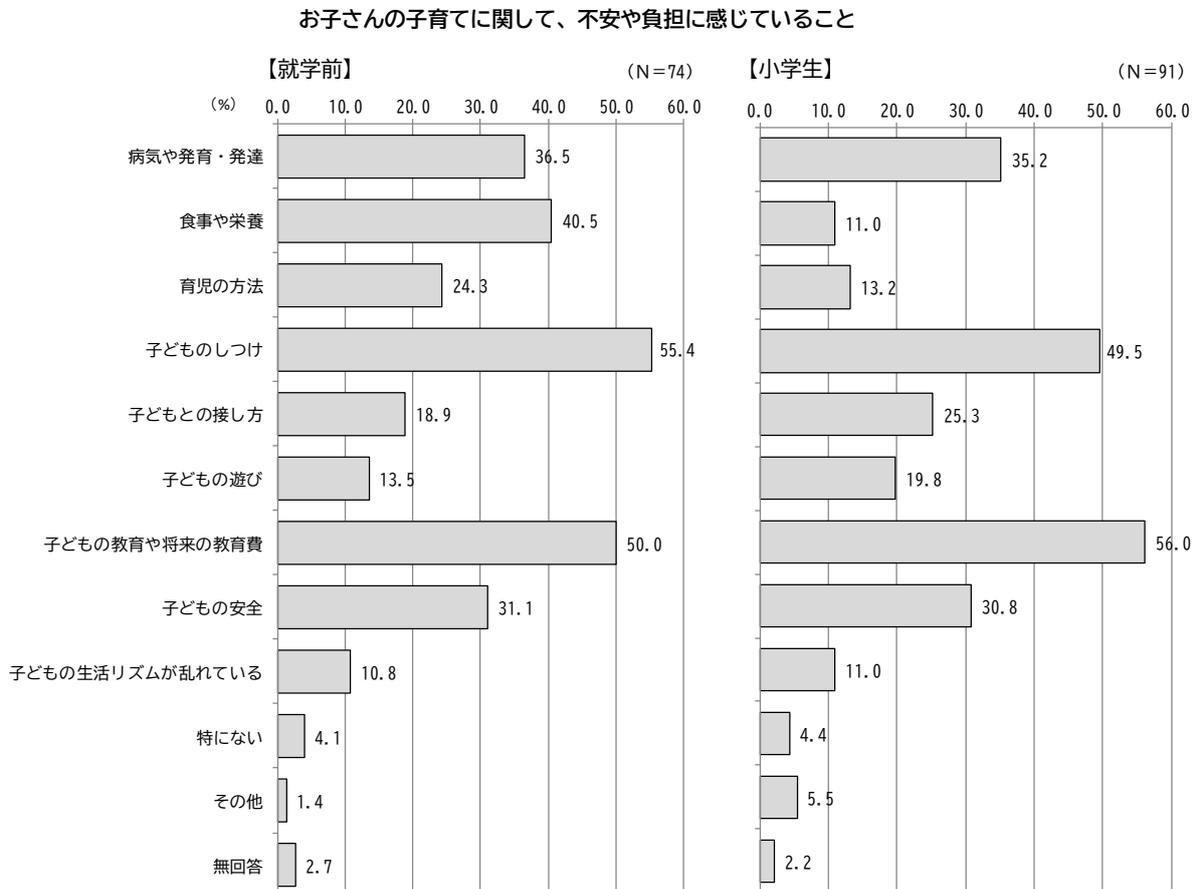
	取り組み	内容	担当課
65	安全な道路・交通環境の整備	●カーブミラー、ガードレール、道路標識等の各種交通安全施設の整備や通学路の整備など、安全な道路・交通環境の整備に努めます。	産業管理課 土木まちづくり課

	取り組み	内容	担当課
66	交通安全の推進	●交通安全教育の徹底に努めるとともに、交通安全にかかわる行事や広報活動の充実に努めます。	総務課
67	子どもの遊び場や活動の場の整備	●公民館・図書室・学童保育・子育て支援施設等の機能を有する複合施設や学校施設の開放を進めるなど、子どもの遊びや活動の場の整備を進めます。	社会教育課 教育総務課
68	防災対策の充実	●地域防災計画に基づき、自助・共助・公助による災害に備えた取り組みを促進します。自主防災組織への支援及び防災備蓄品の充実に努めるとともに、住民への啓発を進め、減災に努める事業を実施します。 ●橋梁長寿命化修繕計画に基づき、橋梁の定期点検、修繕を実施します。	総務課 土木まちづくり課

## 4. 誰もが安心して暮らせるまち

### 現状と課題

- わが国では、平成6年に「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」を批准し、子どもの「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」を守るよう定められました。
- しかし、子どもの虐待や子ども同士のいじめなどについて件数が増加しており、子どもだけでなく、大人も子どもの人権について学び、尊重するための人権教育や啓発が求められています。
- ニーズ調査においても、子どもに関する子育ての悩みや不安の内容では、子どものしつけが就学前児童で1位、小学生で2位となっています。（グラフ参照）
- また、近年、外国につながる子どもなどが未就学のまま、義務教育を受けられないでいる現状などが報告されています。
- 本町においても、誰もが安心して暮らせるまちを目指し、すべての子どもの人権が尊重され教育を受けられるようにすることと、虐待の早期発見や予防のため、行政と地域での連携した見守りや支援体制を強化する必要があります。



資料：三宅町子ども・子育て支援に関するニーズ調査（令和元年度）

## (1) 子どもの権利と安全・安心の確保

### 施策の方向性

子どもの権利についての啓発と、問題発生時の対処と解決のための連携により、すべての子どもが安全に安心して過ごせる環境づくりを推進します。

#### ◎住民と行政の協働による取り組み

	取り組み	内容	担当課
69	虐待予防のための体制の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>●児童虐待を未然に防ぐため、保護者の子育てに対する不安や負担を軽減する相談援助体制（子ども家庭総合相談窓口）において、関係機関の連携のもと相談支援を行います。</li> <li>●子ども自身が自分の身を守ることができるように、児童虐待防止相談や児童虐待防止プログラムの推進を図ります。</li> </ul>	健康子ども課
70	虐待の早期発見や予防のための連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>●子育て関連施設における虐待発見の徹底や、健康診査未受診者への訪問等、早期発見体制の充実に努めるとともに、福祉・保健・教育・警察をはじめ、関係機関と連携した児童虐待防止ネットワークづくりを進めます。</li> </ul> <実施内容> <ul style="list-style-type: none"> <li>・三宅町要保護児童対策地域協議会</li> <li>・代表者会議（1～2回／年）</li> <li>・地域連絡会議（3回程度／年）</li> <li>・担当者会議（随時）</li> <li>・養育支援訪問事業の実施</li> </ul>	健康子ども課
71	子どもを取り巻く有害環境対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●関係機関・団体やPTA等の地域住民との連携のもと、あらゆる機会を活用して有害図書の氾濫や子どもの万引き等の防止対策や啓発等を推進します。</li> <li>●啓発等を進めるにあたり、指導員の確保に努めます。</li> </ul>	社会教育課

#### ◎関係団体等との連携強化による取り組み他

	取り組み	内容	担当課
72	人権教育や啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●いじめや差別を未然に防ぐため、児童・生徒に対し、人権教育や啓発を進めます。</li> </ul>	教育総務課

	取り組み	内容	担当課
73	いじめ等の早期発見の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●いじめ等について教職員をはじめとした関係者が早期発見に努めるとともに、「子どもと親の相談員」等相談窓口の周知・啓発を進めます。</li> <li>●町いじめ防止基本方針により、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進します。</li> </ul>	教育総務課
74	問題解決のための連携強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>●いじめや不登校などの問題の解決を図るため、県や関係機関との連携を強化します。</li> </ul>	教育総務課
75	無戸籍・外国につながる子どもへの支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>●無戸籍や外国につながる子どもが必要な支援を受けることができるように各関係機関と連携の上、支援します。</li> </ul>	健康子ども課 住民保険課 教育総務課

## (2) 見守りと相談支援体制の充実

### 施策の方向性

子どもや保護者への見守りを充実するとともに、それぞれの不安や悩みを相談しやすい環境づくりとその周知を推進します。

#### ◎住民と行政の協働による取り組み

	取り組み	内容	担当課
76	子育てに関する相談、情報提供の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>●妊娠、出産時については、各医療機関と連携を図りながら、必要な情報提供を行います。</li> <li>また、子育て中の保護者に対して、時期に応じた様々な知識や情報をあらゆる機会を通じて提供できるよう、体制の整備を進めます。</li> </ul> <p>&lt;実施内容&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て相談窓口の開設（来所、電話（専用ダイヤル有））</li> </ul> <p>健康子ども課、子育て支援センタースマイルにて実施</p>	子育て支援センタースマイル 健康子ども課

	取り組み	内容	担当課
77	子ども相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>●子ども家庭総合相談窓口において、関係機関と連携しながら、青少年が様々な悩みや苦しみに関する相談に対応するとともに、情報提供の充実に努めます。</li> <li>●子ども家庭総合相談窓口において、子どもの身近な地域における相談から専門的な相談まで、総合的な支援に努めます。</li> </ul>	健康子ども課
78	ひとり親家庭への相談支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>●経済的自立を図る上で必要な知識や技能を習得するための支援や就業に関する相談及び情報提供を行うために、県との役割調整を行い、連携を図った上で生活全般にわたった相談に応じる子ども家庭総合相談窓口の周知及び充実に努めます。</li> </ul> <p>&lt;実施内容&gt;</p> <p>就業支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・奈良県母子スマイルセンターとの連携</li> <li>・就業に向けた能力開発への支援</li> </ul> <p>子育て支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・母子家庭等日常生活支援事業</li> <li>・子育て短期支援事業</li> <li>・放課後児童健全育成事業</li> </ul> <p>生活支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・母子及び寡婦福祉資金貸付金</li> <li>・住宅相談など</li> </ul>	健康子ども課

◎関係団体等との連携強化による取り組み他

	取り組み	内容	担当課
79	「子どもと親の相談員」の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>●子どもとその保護者の抱える悩み等に的確に対応できるよう、相談支援体制の整備を図るとともに、保護者への啓発に努めます。</li> </ul>	教育総務課

## 第5章

### 事業量の見込みと確保の方策

---



## 1. 区域の設定

本計画において、教育・保育の量の見込みと提供体制の確保の内容、実施時期を定めるにあたり、三宅町の地理的条件、人口、交通事情等を勘案し、各事業の提供区域については、三宅町全体を単一区域と設定します。

## 2. 量の見込みと確保の方策

### (1) 教育・保育の量の見込みと確保の方策

#### ①就学前児童の認定区分

子ども・子育て支援法では、教育・保育の利用を希望する就学前児童について、保護者の就労状況等により、以下の3つの認定区分が設けられています。

認定区分	認定の内容	利用対象施設
1号	満3歳以上の小学校就学前の子どもであって2号認定子ども以外のもの	幼稚園 認定こども園
2号	満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、「保育を必要とする事由※」により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの	保育所 認定こども園
3号	満3歳未満の小学校就学前の子どもであって、「保育を必要とする事由※」により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの	保育所 認定こども園 地域型保育

※保育を必要とする事由：次のいずれかに該当することが必要。

(【 】内は子ども・子育て支援新制度により新たに加えられた事由)

- 就労（フルタイムのほか、【パートタイム、夜間、居宅内の労働など】）
- 妊娠、出産
- 保護者の疾病、障害
- 同居又は長期入院等している親族の介護・看護
- 災害復旧
- 【求職活動（起業準備を含む）】
- 【就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）】
- 【虐待やDVのおそれがあること】
- 【育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること】
- その他、上記に類する状態として市町村が認める場合

資料：内閣府



③保育の量の見込みと確保の方策

		単 位	令和2年度				令和3年度					
			2号		3号		計	2号		3号		計
			3~5歳	0歳	1~2歳	3~5歳		0歳	1~2歳			
量の見込み		人	77	15	54	149	90	15	47	152		
確保の 内容	保育所 認定こども園		90	15	54	159	90	15	54	159		
	地域型保育		0	0	0	0	0	0	0	0		
不足量			0	0	0	0	0	0	0	0		

		単 位	令和4年度				令和5年度					
			2号		3号		計	2号		3号		計
			3~5歳	0歳	1~2歳	3~5歳		0歳	1~2歳			
量の見込み		人	99	15	46	160	107	14	46	167		
確保の 内容	保育所 認定こども園		90	15	54	159	90	15	54	159		
	地域型保育		9	0	0	9	17	0	0	17		
不足量			0	0	0	0	0	0	0	0		

		単 位	令和6年度				
			2号		3号		計
			3~5歳	0歳	1~2歳		
量の見込み		人	95	13	44	152	
確保の 内容	保育所 認定こども園		90	15	54	159	
	地域型保育		5	0	0	5	
不足量			0	0	0	0	

**確保の方策**

保育を希望する2号及び3号認定児童については、三宅幼稚園の「保育所コース」において必要量を確保します。

## (2) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の方策

### ①地域子ども・子育て支援事業の概要

事業の種類・名称	事業の内容
1) 放課後児童クラブ (放課後児童健全育成事業)	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業
2) 延長保育事業	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日、時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業
3) 病児保育事業、子育て援助活動支援事業 (病児・緊急対応強化事業)	病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業
4) 一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業
5) 地域子育て支援拠点事業	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場を提供し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業
6) 利用者支援事業	子ども及びその保護者等の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業
7) 子育て短期支援事業 (トワイライトステイ・ショートステイ)	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業(短期入所生活援助事業(ショートステイ事業)及び夜間養護等事業(トワイライトステイ事業))
8) 子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業

事業の種類・名称	事業の内容
9) 乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業
10) 養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業
11) 妊産婦健診	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業
12) 子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業	要保護児童対策協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取り組みを実施する事業
13) 実費徴収に伴う補足給付事業	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業
14) 多様な主体の参入促進・能力活用事業	特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業

②事業ごとの平成30年度実績と、令和6年度までの量の見込み一覧

	単位	平成 30年度 実績	量の見込み					
			令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	
1) 放課後児童クラブ (放課後児童健全育成事業)	低学年	人	58	62	57	52	54	55
	高学年	人	40	41	52	50	48	45
	計		98	103	109	102	102	100
2) 延長保育事業	人	47	67	69	71	73	68	
3) 病児保育事業、 子育て援助活動支援事業 (病児・緊急対応強化事業)	人日	0	24	24	24	24	24	
4) 一時預かり事業	人日	131	358	387	419	453	490	
5) 地域子育て支援拠点事業	人回	1,607	1,631	1,572	1,927	2,161	2,399	
6) 利用者支援事業	か所	1	1	1	1	1	1	
7) a. 子育て短期支援事業 (トワイライトステイ)	人日	12	12	12	12	12	12	
7) b. 子育て短期支援事業 (ショートステイ)	人日	12	12	12	12	12	12	
8) 子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	人	0	0	0	0	0	0	
9) 乳児家庭全戸訪問事業	人	38	35	35	35	35	35	
10) 養育支援訪問事業	人	15	25	25	25	25	25	
11) 妊産婦健診	人	63	55	55	55	55	55	
量の見込みの設定を伴わない事業								
12) 子どもを守るための 地域ネットワーク機能強化事業		有	実施予定					
13) 実費徴収に伴う補足給付事業		未	—					
14) 多様な主体の参入促進・能力活用事業		未	—					

### ③事業ごとの量の見込みと確保の方策

#### 1) 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (再掲)	低学年	人	62	57	52	54	55
	高学年		41	52	50	48	45
	計		103	109	102	102	100
確保の内容			100	120	120	120	120
不足量		人	3	0	0	0	0

#### 確保の方策

放課後児童健全育成事業については、現状の実利用人数が登録児童数の98%となっていることから、令和3年度以降120名までの登録を確保し、不足量を0とします。

#### 2) 延長保育事業

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(再掲)	人	67	69	71	73	68	
確保の内容		67	69	71	73	68	
不足量		人	0	0	0	0	

#### 確保の方策

延長保育事業については、三宅町幼稚園の「保育所コース」の延長保育により、必要量を確保します。

### 3) 病児保育事業、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業）

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（再掲）	人日	24	24	24	24	24
確保の内容		24	24	24	24	24
病児保育事業		0	0	0	0	0
病児・病後児対応型		0	0	0	0	0
体調不良児対応型		0	0	0	0	0
非施設型（訪問型）		0	0	0	0	0
子育て援助活動支援事業 （病児・緊急対応）		0	0	0	0	0
不足量	人日	0	0	0	0	0

#### 確保の方策

病児保育事業、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業）については、田原本町の「子どもの森 阪手保育園」の利用が可能となるよう、田原本町と協定を締結するとともに、近隣の医療機関と調整を図り、必要量を確保していきます。

### 4) 一時預かり事業

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（再掲）	人日	358	387	419	453	490
確保の内容		358	387	419	453	490
不足量	人日	0	0	0	0	0

#### 確保の方策

一時預かり事業については、三宅町幼稚園の「保育所コース」の一時預かり事業により、必要量を確保します。

### 5) 地域子育て支援拠点事業

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(再掲)	人回	1,631	1,572	1,927	2,161	2,399
確保の内容(か所)		1	1	1	1	1
地域子育て支援拠点事業		1,631	1,572	1,927	2,161	2,399
その他		0	0	0	0	0
不足量	人回	0	0	0	0	0

#### 確保の方策

地域子育て支援拠点事業については、現在、同事業として実施中の子育て支援センタースマイルにより、必要量を確保します。

### 6) 利用者支援事業

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(再掲)	か所	1	1	1	1	1
確保の内容(か所)		1	1	1	1	1
利用者支援事業		1	1	1	1	1
基本型		0	0	0	0	0
特定型		0	0	0	0	0
母子保健型		1	1	1	1	1
不足量	か所	0	0	0	0	0

#### 確保の方策

利用者支援事業については、母子保健型として健康子ども課において実施します。

## 7) a. 子育て短期支援事業（トワイライトステイ）

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（再掲）	人日	12	12	12	12	12
確保の内容		12	12	12	12	12
不足量	人日	0	0	0	0	0

---

**確保の方策**


---

子育て短期支援事業（トワイライトステイ）については、調査によるニーズ（量の見込み）は出ていませんが、飛鳥学院、天理養徳院、いかるが園、いこま乳児院の4か所に委託し、利用の発生に備えるとともに、事業の周知に努めます。

## 7) b. 子育て短期支援事業（ショートステイ）

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（再掲）	人	12	12	12	12	12
確保の内容		12	12	12	12	12
不足量	人	0	0	0	0	0

---

**確保の方策**


---

子育て短期支援事業（ショートステイ）については、調査によるニーズ（量の見込み）は出ていませんが、飛鳥学院、天理養徳院、いかるが園、いこま乳児院の4か所に委託し、利用の発生に備えるとともに、事業の周知に努めます。

### 8) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（再掲）	人	0	0	0	0	0
確保の内容		0	0	0	0	0
不足量	人	0	0	0	0	0

#### 確保の方策

子育て短期支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）については、調査によるニーズ（量の見込み）は出ていませんが、今後の確保について検討を進めます。

### 9) 乳児家庭全戸訪問事業

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（再掲）	人	35	35	35	35	35
確保の内容		35	35	35	35	35
不足量	人	0	0	0	0	0

#### 確保の方策

乳児家庭全戸訪問事業については、現在、母子保健事業として実施中の同事業により、必要量を確保します。

### 10) 養育支援訪問事業

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（再掲）	人	25	25	25	25	25
確保の内容		25	25	25	25	25
不足量	人	0	0	0	0	0

#### 確保の方策

養育支援訪問事業については、現在、母子保健事業として実施中の同事業により、必要量を確保します。

## 11) 妊産婦健診

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(再掲)	人	55	55	55	55	55
確保の内容		55	55	55	55	55
不足量	人	0	0	0	0	0

**確保の方策**

妊産婦健診については、現在、母子保健事業として実施中の同事業により、必要量を確保します。

④量の見込みの設定を伴わない事業の方向性

12) 子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業

---

---

事業の方向性

---

---

子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業については、国の事業指針に基づいて事業内容等を検討し、実施します。

13) 実費徴収に伴う補足給付事業

---

---

事業の方向性

---

---

実費徴収に伴う補足給付事業については、国の事業指針に基づいて助成内容等を検討し、実施に向けて調整を図ります。

14) 多様な主体の参入促進・能力活用事業

---

---

事業の方向性

---

---

多様な主体の参入促進・能力活用事業については、国の事業指針に基づいて支援方法等を検討し、必要が応じた際には実施できるよう調整を図ります。

# 第6章

## 計画の推進体制



## 1. 住民と行政の協働による取り組みの推進

---

地域における子ども・子育て支援を円滑に推進するため、住民や地域のボランティア団体等との連携・協働により、事業の推進体制の強化を図ります。

## 2. 関係団体等との連携強化

---

計画の推進は行政のみでは困難であり、様々な分野でのかかわりが必要であることから、家庭・学校・地域・その他関係団体等との連携の強化を図ります。

## 3. 庁内における推進体制

---

計画を全庁的な取り組みとして総合的・計画的に推進するため、庁内各関係部署との連携を強化します。また関係部署においては、計画にもとづく諸施策が実効的に行われているかについて年度ごとに調査し、課題の検討と計画の推進を行うものとしします。

## 4. 国・県・近隣市町村との連携

---

総合的かつ効果的な子ども・子育て支援対策の推進を図るため、国・県・近隣市町村との連携を図ります。

## 5. 計画内容や進捗状況の周知

---

広報やホームページ等の多様な媒体を活用し、計画の内容や進捗状況等の情報を公開し、広く住民に周知します。あわせてこれらに対する住民の意見の聴取に努め、計画の推進等に反映させていきます。

# 第7章 資料編

---



## 1. 計画の策定経過

---

### (1) アンケート調査の実施

- 実施時期：令和元年（2019年）7月～8月
- 実施内容：三宅町子ども・子育て支援に関するニーズ調査
- 調査対象：町内在住の就学前児童及び小学生のいるすべての世帯と町内在住の中学生、15歳以上18歳未満の住民

### (2) 三宅町 子ども・子育て会議の開催

- 第1回：令和元年（2019年）7月4日（木） あざさ苑1階 会議室  
 [主な議事] 第2期子ども・子育て支援新制度の概要について  
 子ども・子育て支援に関するニーズ調査について
- 第2回：令和元年（2019年）10月31日（木） あざさ苑1階 会議室  
 [主な議事] 第1期子ども・子育て支援事業計画の検証について  
 ニーズ調査結果について
- 第3回：令和元年（2019年）12月19日（木） あざさ苑1階 会議室  
 [主な議事] 第2期計画期間の人口推計について  
 ニーズ調査結果について（追加）  
 第2期子ども・子育て支援事業計画素案について
- 第4回：令和2年（2020年）2月21日（金） あざさ苑1階 集団指導室  
 [主な議事] パブリックコメントの結果について  
 第2期子ども・子育て支援事業計画案について

### (3) 庁内ヒアリングの実施

- 1回目：令和元年9月中旬～10月末  
 [実施内容] 第1期子ども・子育て支援事業計画の検証
- 2回目：令和元年12月上旬～12月中旬  
 [実施内容] 第2期子ども・子育て支援事業計画の施策について
- 3回目：令和2年2月上旬  
 [実施内容] 第2期子ども・子育て支援事業計画案について

## 2. 三宅町子ども・子育て会議設置条例

### (設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第77条第1項の規定に基づき、三宅町子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を設置する。

### (所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事項について処理する。

- (1) 法第77条第1項各号に規定する事務を処理すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、本町の子ども・子育て支援施策に関し、町長が必要と認める事項について調査審議すること。

### (委員)

第3条 子ども・子育て会議は、委員15人以内で組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱又は任命する。

- (1) 子どもの保護者
  - (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
  - (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
  - (4) その他町長が必要と認める者
- 2 委員の任期は、2年とし、再任を妨げないものとする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会長及び副会長)

第4条 子ども・子育て会議に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 子ども・子育て会議の会議は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 子ども・子育て会議は、委員の過半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (部会)

第6条 子ども・子育て会議は、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。

(意見の聴取等)

第7条 子ども・子育て会議は、必要に応じ委員以外の者に、会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 子ども・子育て会議の庶務は、児童福祉担当課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年条例第32号)

この条例は、平成27年7月1日より施行する。

附 則(平成29年条例第14号)

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

### 3. 三宅町子ども・子育て会議委員名簿

区 分	氏 名	所 属・職 名 等
子どもの保護者	大前 彩乃	幼児園保護者会代表者
	金丸 由佳	
	甲村 真理子	三宅小学校PTA代表者
	山足 明子	
	森嶋 知美	学童保育保護者会代表者
	浅田 牧子	
子ども・子育て支援に関する 事業に従事する者	岸部 美和	三宅幼児園長
	中山 靖雄	三宅小学校長
	喜多 学志	ひまわりのたね
	小林 智美	
	宮崎 博文	児童家庭支援センターあすか
子ども・子育て支援に関し 学識経験を有する者	粕井 みづほ	畿央大学 教育学部 現代教育学科 特任教授
その他町長が必要と認める者	森本 典秀	三宅町教育委員会事務局長
	植村 恵美	三宅町健康子ども局長心得

## 4. 用語集

	用語	解説
か行	合計特殊出生率	その年次の15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性がその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子ども数に相当します。わが国では第1次ベビーブーム期には4.3を超えていましたが、昭和25年以降急激に低下し、令和元年には過去最低の1.42となっています。
	子ども子育て関連3法	幼児期の学校教育・保育、地域の子ども子育て支援を総合的に推進することを目的に、平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」「認定こども園法の一部改正」「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の3法を指し、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設、認定こども園制度の改善（幼保連携型認定こども園の改善等）、地域の実情に応じた子ども・子育て支援（利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブなどの「地域子ども・子育て支援事業」）の充実等について定めています。
	子ども・子育て支援新制度	子ども子育て関連3法に基づき、すべての子ども・子育て家庭を対象に、幼児教育、保育、地域の子ども・子育て支援の質・量の拡充を図るための制度です。新制度は平成27年4月から本格施行され、市町村では、地方版子ども・子育て会議の意見を聴きながら、子ども・子育て支援事業計画を策定し実施します。国では、仕事と子育ての両立支援事業を進めます。
	子どもの貧困対策大綱	「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（平成25年成立、議員立法）に基づき、現在から将来にわたり、全ての子どもたちが夢や希望を持てる社会を目指し、子育てや貧困を家庭のみの責任とせず、子供を第一に考えた支援を包括的・早期に実施することを目的に策定。
さ行	新・放課後子ども総合プラン	平成26年7月に策定された「放課後子ども総合プラン」の実施を受け、これまでの当該プランの進捗状況や、児童福祉や教育分野における施策の動向も踏まえ、取り組みをさらに推進させるため、放課後児童クラブの待機児童の早期解消、放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的な実施の推進等による全ての児童（小学校に就学している児童をいう。）の安全・安心な居場所の確保を図ること等を内容とした、令和元年3月より向こう5年間を対象とする新たな放課後児童対策のプランのこと。

	用語	解説
た行	地域型保育事業	<p>子ども・子育て新制度では、施設型給付の対象となる認定こども園、幼稚園、保育所のほか、保育について多様な施設や事業の中から利用者が選択できるよう「家庭的保育」「小規模保育」「居宅訪問型保育」「事業所内保育」の4つを地域型保育事業（市町村による認可事業）として児童福祉法に位置付け、地域型保育給付の対象としています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●家庭的保育事業（保育ママ）：家庭的な雰囲気のもとで、少人数（定員5人以下）を対象にきめ細かな保育を行います。</li> <li>●小規模保育事業：少人数（定員6から19人）を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細かな保育を行います。</li> <li>●事業所内保育事業：会社の事業所の保育施設などで、従業員の子どもと地域の子どもを一緒に保育します。</li> <li>●居宅訪問型保育事業：障害・疾患などで個別のケアが必要な場合や、施設がなくなった地域で保育を維持する必要がある場合などに、保護者の自宅で1対1で保育を行います。</li> </ul>
	地域子ども・子育て支援事業	<p>子ども・子育て支援法において、すべての子育て家庭を対象に、地域のニーズに応じた様々な子育て支援充実のため、以下の14事業を「地域子ども・子育て支援事業」として、市町村が地域の実情に応じて実施するよう定められています。また、この内の11事業については、市町村子ども・子育て支援事業計画において、量の見込みと確保の方策を示すこととなっています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●利用者支援事業：子ども及びその保護者等の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業</li> <li>●地域子育て支援拠点事業：乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場を提供し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業</li> <li>●一時預かり事業：家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業</li> <li>●子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）：乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業</li> </ul>

用 語	解 説
<p>地 域 子 ども・子育て支援事業</p>	<p>●子育て短期支援事業(トワイライトステイ・ショートステイ)：保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業(短期入所生活援助事業(ショートステイ事業)及び夜間養護等事業(トワイライトステイ事業))</p> <p>●病児保育事業、子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業)：病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業</p> <p>●放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)：保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業</p> <p>●乳児家庭全戸訪問事業：生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業</p> <p>●養育支援訪問事業：養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業</p> <p>●妊婦健康診査：妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業</p> <p>●延長保育事業：保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日、時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業</p> <p>[量の見込みの設定を伴わない事業]</p> <p>●子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業：要保護児童対策協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員(関係機関)の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取り組みを実施する事業</p> <p>●実費徴収に伴う補足給付事業：保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業</p>

	用語	解説
	地域子ども・子育て支援事業	<p>●多様な主体の参入促進・能力活用事業：特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業</p>
な行	認定区分	<p>子ども・子育て支援法では、小学校就学前の子どもについて以下の3つの認定区分が設けられ、この区分に基づいて、施設型給付や地域型保育給付の対象となる利用先が決まります。</p> <p>●1号認定：満3歳以上の小学校就学前の子どもであって2号認定子ども以外のもの</p> <p>●2号認定：満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、保育を必要とする事由※により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの</p> <p>●3号認定：満3歳未満の小学校就学前の子どもであって、保育を必要とする事由※により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの</p> <p>[保育を必要とする事由]（次のいずれかに該当すること）          就労（フルタイムのほか、パートタイム、夜間、居宅内の労働など）／妊娠、出産／保護者の疾病、障害／同居又は長期入院等している親族の介護・看護／災害復旧／求職活動（起業準備を含む）／就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）／虐待やDVのおそれがあること／育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること／その他、上記に類する状態として市町村が認める場合</p>
や行	幼児教育・保育の無償化	<p>子どもたちに対し、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の機会を保障するとともに、子育て世代の経済的な負担軽減を図ることを目的に、令和元年10月1日から、3歳児から5歳児までの幼稚園・保育所などを利用する子どもたちの利用料を無償化。</p>
ら行	リトミック	<p>音楽に合わせて手遊びや体操、楽器を鳴らしながら体でリズムを覚えるなど子どもの成長に適した遊びにより、身体的・感覚的・知的に働きかけ、潜在的な基礎能力の発達を促す教育法。</p>

三宅町 第2期子ども・子育て支援事業計画

令和2年3月

三宅町 健康子ども局 健康子ども課  
〒636-0213 奈良県磯城郡三宅町伴堂 848-1  
TEL:0745-43-3580